

給与に関する報告及び勧告

平成 30 年 10 月

横浜市人事委員会



人調第 517 号

平成30年10月10日

横浜市会議長 松本 研 様
横浜市 長 林 文子 様

横浜市人事委員会委員長 水地 啓子

本委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、一般職の職員の給与に関して、別紙第1のとおり報告し、併せて別紙第2のとおり勧告します。

また、同法第8条の規定に基づき、本市の人事給与制度等に関して別紙第3のとおり報告します。

目 次

別紙第 1

(ページ)

職員の給与に関する報告	1
1 職員給与と民間給与の調査	2
2 職員給与と民間給与の比較等	3
3 国家公務員の給与	5
4 給与改定に関する考え方	6
(参考) 人事院勧告の骨子	7

別紙第 2

(ページ)

勧告	9
1 平成30年4月の公民較差に基づく措置	9
2 実施時期	10

別紙第 3

(ページ)

人事給与制度等に関する報告	23
1 働きやすい環境を整えるために	23
(1) 長時間労働の是正・過重労働の防止	23
(2) 健康経営について	24
(3) 教員について	25
(4) 新しい働き方について	26
2 職員一人ひとりが意欲・能力を最大限に発揮するために	26
(1) 人材育成ビジョン	26
(2) 兼職（報酬を得て公益的活動等を行うための事務又は事業に従事すること）	27
3 全ての職員が活躍するために（ダイバーシティの推進）	27
(1) 女性の活躍推進及び仕事と育児・介護等の両立支援	27
(2) 高齢期職員の能力及び経験の活用	29
(3) 障害者雇用の促進について	30
(4) 会計年度任用職員等の勤務環境の整備	30

職員の給与に関する報告

本市職員の給与の決定については、市民及び職員の理解と納得を得る必要があることから、本委員会が、本市職員の給与と市内民間企業従業員の給与について、主な給与決定要素である職種、役職段階、年齢、学歴を同じくする者同士を対比させることで精確な比較を行い、民間給与の水準と均衡させることを基本に、必要な勧告等を行ってきた。

地方公務員法に基づく給与勧告制度は、公務員が労働基本権を制約されていることの代償措置としての機能を有するものであり、この勧告に基づき職員給与が決定されることで、職員給与を社会一般の情勢に適応した適正な水準とすることができると考える。

本委員会は、このような考え方にに基づき、職員給与と民間給与との比較をはじめ給与決定の基礎となる諸条件の調査を行った上で、本市職員の給与に関する報告を行うものである。

1 職員給与と民間給与の調査

(1) 職員給与の実態調査

本委員会は、本年4月1日現在における本市職員の給与等の実態を把握するため、「横浜市職員給与等実態調査」を実施した。

調査対象は、一般職の職員（技能職員、企業局職員及び休職者等を除く。）32,312人である。

調査項目は、本市職員の給料月額及び諸手当の支給状況等である。

[調査結果：参考資料第1表～6表（39～65頁）]

(2) 民間給与の実態調査

本委員会は、市内民間企業従業員の給与等の実態を把握するため、人事院等と共同して「職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査は、全国統一の内容及び方法で行うものであり、調査対象は、市内民間事業所のうち、次表の調査対象産業に分類された、正規の従業員数が企業全体で50人以上、かつ、支店等の事業所単位で50人以上の民間事業所である。

本市における調査対象事業所数は1,482事業所であり、これらを産業、企業規模、本店・支店の別の条件でグループ化し、各グループの中から無作為に抽出した298事業所について調査を実施した（層化無作為抽出法）。

調査項目は、次表の調査対象職種（76職種）に従事する者の4月分の給与月額、初任給月額、特別給（賞与等）及び諸手当の支給状況等である。

[調査結果：参考資料第7表～14表（69～81頁）]

《調査対象産業等一覧》

項目	内容
調査対象産業 (1,482事業所)	農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業、政治・経済・文化団体、その他のサービス業）
調査対象職種 (76職種)	事務・技術（支店長、工場長、部長、課長、係長、係員その他）、技能・労務（守衛その他）、教育（大学教授、高等学校教諭その他）、研究（研究員その他）、医療（医師、看護師その他医療技術職）等
調査実人員	15,006人

2 職員給与と民間給与の比較等

(1) 給与月額の比較

職員給与については、行政職員給料表が適用されている職員のうち、医療技術・看護職員、指導主事及び休職者等を除いた事務・技術関係職員を対象とした。民間給与については、これと類似すると認められる事務・技術関係職種の従業員の前4月分の給与月額を用いた。

その上で、主な給与決定要素である職種、役職段階、年齢、学歴を同じくする者同士を対比させるラスパイレス方式により、職員給与（給料、扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当）と民間給与（所定内給与月額から通勤手当額を除いた額）の比較を行った。

具体的には、個々の本市職員に対し、給与決定要素を同じくする市内民間事業所従業員の平均給与額を支給した場合の給与総額と、現に職員に支払った給与総額とを算出した上で、一人当たりどの程度の差があるかを比較した。

その結果、次のとおり、職員給与が民間給与を634円（0.16%）下回っている。

本市職員給与と民間給与との較差

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較 差 (A) - (B) $\left[\frac{(A)-(B)}{(B)} \right]$
387,060円	386,426円	634円 (0.16%)

(注) 別途「初任給」の調査を行っているため、給与の比較には、本市・民間ともに新卒採用者の給与は含まれていない。

(2) 特別給の比較

市内民間事業所における昨年8月から本年7月までの特別給の支給実績が、所定内給与月額は何月分かを把握し、これと条例で定められた本市職員の期末・勤勉手当の年間支給割合を比較した。

その結果、市内民間事業所従業員の特別給の支給実績は、所定内給与月額の4.49月分に相当しており、本市職員の期末・勤勉手当の年間支給割合が下回っている。

民間	本市
4.49月分	4.45月分

[参考資料第9表 (78頁)]

(3) その他の調査結果

ア 初任給

市内民間事業所と本市における初任給は、次のとおりである。

学 歴	民間 (事務・技術)	本市 (一般行政職)
大 学 卒	207,288円	202,884円
高 校 卒	172,033円	166,576円

[参考資料第11表 (79頁)]

イ 扶養（家族）手当

市内民間事業所と本市における扶養（家族）手当の支給額は、次のとおりである。

扶養家族の構成	民間	本市（注1）	
		平成30年度（注2）	平成33年度（注2）
配偶者	13,104円	12,500円	6,500円
配偶者と子1人	17,913円	20,000円	16,500円
配偶者と子2人	23,896円	27,500円	26,500円

（注1）金額は、課長級以下の職員の支給額である。

（注2）平成30年度から手当額の変更を段階的に実施し、平成33年度に制度が完成する。

[参考資料第12表（80頁）]

3 国家公務員の給与

人事院は、本年8月10日、国会及び内閣に対して、一般職の国家公務員の給与について報告及び勧告を行った。

勧告では、国家公務員給与が民間給与を655円（0.16%）下回っており、民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、若年層に重点を置きながら俸給表の水準を引き上げるよう言及した。

期末・勤勉手当については、国家公務員の平均支給月数が民間事業所従業員の特別給の支給割合（月数）を年間で0.06月分下回っており、支給月数を0.05月分引き上げるよう言及した。支給月数の引上げ分は、民間事業所の特別給の支給状況等を踏まえつつ、勤務実績に応じた給与を推進するため、勤勉手当に配分するとしている。

[参考（7頁）]

4 給与改定に関する考え方

前記2(1)のとおり、本年4月時点で本市職員給与が民間給与を下回っていることから、同月に遡及して民間給与との較差を解消する必要がある。

較差の解消に当たっては、給料表の引上げ改定を行うこととする。

(1) 給料表の改定

行政職員給料表の改定にあたっては、以下の方針によることとする。

初任給については、市内民間事業所及び国の初任給の水準を考慮し、人材確保の観点から1,200円引き上げる。それに続く若年層についても、1,000円程度の改定を行う。それ以外の職員については、300円を基本に引き上げる。

再任用職員の給料月額については、再任用職員以外の職員の給料月額に準じた改定を行う。

その他の給料表については、行政職員給料表の改定方針に準じた改定を行う。

横浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年12月横浜市条例第115号）第4条第1項に規定する特定任期付職員の給料月額については、これまでの経緯を踏まえ、国との均衡を考慮した改定を行う。

(2) 期末・勤勉手当の改定

昨年8月から本年7月までの1年間における市内民間事業所の特別給の支給割合との均衡を図るため、今年度については年間の支給月数を0.05月分引き上げ、4.50月分とする。

支給月数の引上げ分は、国や他の地方公共団体及び市内民間事業所の特別給の支給状況を参考に勤勉手当に配分し、今年度については、12月期の勤勉手当を引き上げる。

平成31年度以降においては、6月期及び12月期の期末・勤勉手当それぞれを均等に配分する。

(参考) 人事院勧告の骨子

1 国家公務員給与と民間給与との比較

<月例給>

○民間給与との較差 655円 (0.16%) [行政職(一)…現行給与410,940円 平均年齢43.5歳]

[配分] 俸給 583円 はね返り分(注) 72円

(注) 俸給等の改定に伴い諸手当の額が増減する分

<ボーナス>

○民間の支給割合 4.46月 (公務の支給月数 4.40月)

2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

(1) 俸給表

ア 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験、一般職試験(大卒程度)及び一般職試験(高卒者)採用職員の初任給を1,500円引上げ。若年層についても1,000円程度の改定。その他は、400円の引上げを基本に改定(平均改定率0.2%)

イ その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(指定職俸給表は改定なし)

(2) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

<ボーナス>

- ・ 民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.40月分→4.45月分
- ・ 民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
30年度 期末手当	1.225月 (支給済み)	1.375月 (改定なし)
勤勉手当	0.90月 (支給済み)	0.95月 (現行0.90月)
31年度 期末手当	1.30月	1.30月
以降 勤勉手当	0.925月	0.925月

[実施時期]

- ・ 月例給：平成30年4月1日
- ・ ボーナス：法律の公布日

3 その他

(1) 宿日直手当

宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、所要の改定

(2) 住居手当

受給者の増加の状況を注視しつつ、職員の家賃負担の状況、民間の支給状況等を踏まえ、公務員宿舍使用料の引上げも考慮して、必要な検討

勸 告

本委員会は、次の事項を実現するため、横浜市一般職職員の給与に関する条例（昭和26年 3 月横浜市条例第15号）、横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例（昭和31年12月横浜市条例第48号）及び横浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年12月横浜市条例第115号）を改正することを勧告する。

1 平成30年 4 月の公民較差に基づく措置

(1) 給料表

行政職員給料表、消防職員給料表、教育職員給料表及び医療職員給料表を別記第 1 のとおり改定すること。

また、特定任期付職員に適用する給料表を別記第 2 のとおり改定すること。

(2) 期末手当及び勤勉手当

次の表に掲げる支給割合となるよう改定すること。

ア 平成30年12月期

	再任用職員以外の職員		再任用職員	
	一般職員	管理職員	一般職員	管理職員
期末手当	100分の140	100分の120	100分の80	100分の70
勤勉手当	100分の95	100分の115	100分の50	100分の60

イ 平成31年6月期以降

		再任用職員以外の職員		再任用職員	
		一般職員	管理職員	一般職員	管理職員
6 月 期	期末手当	100分の132.5	100分の112.5	100分の72.5	100分の62.5
	勤勉手当	100分の92.5	100分の112.5	100分の47.5	100分の57.5
12 月 期	期末手当	100分の132.5	100分の112.5	100分の72.5	100分の62.5
	勤勉手当	100分の92.5	100分の112.5	100分の47.5	100分の57.5

2 実施時期

この改定は、平成30年4月1日から実施すること。

ただし、1(2)についてはこの勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。

別記第1 行政職員給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	125,800	197,200	220,700	240,600	265,600	318,500	456,500	543,800
	2	126,900	199,300	222,600	242,800	267,800	321,200	459,500	546,100
	3	128,000	201,400	224,500	244,900	270,100	324,000	462,600	548,400
	4	129,000	203,600	226,500	247,100	272,300	326,800	465,600	550,700
	5	129,900	205,700	228,600	249,300	274,500	329,500	468,700	552,900
	6	130,900	207,700	230,700	251,500	276,600	332,200	471,800	555,000
	7	131,900	209,600	232,800	253,600	278,700	334,900	474,800	557,000
	8	133,000	211,400	234,900	255,700	280,800	337,700	477,700	559,000
	9	134,000	213,200	236,900	257,800	282,900	340,400	480,500	561,000
	10	135,100	215,100	238,900	259,900	285,000	343,100	482,900	563,000
	11	136,200	217,000	240,900	262,000	287,100	345,800	485,200	564,900
	12	137,300	218,900	242,900	264,200	289,300	348,600	487,400	566,700
	13	138,400	220,800	244,900	266,400	291,500	351,400	489,600	568,600
	14	139,400	222,800	246,900	268,500	293,700	354,100	491,000	570,400
	15	140,400	224,800	248,900	270,600	295,800	356,900	492,400	572,200
	16	141,500	226,700	250,800	272,700	297,900	359,700	493,800	574,000
	17	142,600	228,600	252,700	274,800	300,000	362,500	495,200	575,700
	18	143,700	230,600	254,600	277,000	302,200	365,300	496,500	577,300
	19	144,800	232,600	256,500	279,200	304,300	368,000	497,800	578,800
	20	145,800	234,600	258,500	281,500	306,300	370,700	499,100	580,200
	21	146,900	236,600	260,500	283,700	308,400	373,500	500,100	581,600
	22	148,100	238,500	262,500	285,800	310,500	376,200	501,100	582,900
	23	149,300	240,400	264,500	287,900	312,700	379,000	502,000	584,200
	24	150,500	242,300	266,500	290,000	314,900	381,800	502,800	585,400
	25	151,800	244,200	268,500	292,100	317,200	384,500	503,600	586,600
	26	153,500	246,100	270,600	294,300	319,400	387,300	504,400	587,900
	27	155,200	247,900	272,700	296,400	321,700	390,100	505,200	589,100
	28	156,900	249,800	274,700	298,400	324,000	392,900	506,100	590,400
	29	158,600	251,600	276,700	300,400	326,300	395,500	506,900	591,600
	30	160,500	253,500	278,600	302,500	328,600	398,200	507,700	592,800
	31	162,600	255,500	280,600	304,600	330,900	400,800	508,500	594,000
	32	164,700	257,400	282,600	306,700	333,200	403,400	509,300	595,300
	33	166,900	259,300	284,600	308,800	335,500	406,000	510,100	596,500
	34	169,200	261,200	286,600	311,000	337,700	408,500	510,900	597,700
	35	171,500	263,100	288,600	313,200	339,900	411,000	511,700	599,000
	36	173,800	265,000	290,600	315,500	342,000	413,500	512,600	600,200
	37	176,100	266,900	292,600	317,700	344,100	416,000	513,400	601,400
	38	177,800	268,800	294,600	320,000	346,100	418,400	514,200	602,600
	39	179,400	270,700	296,600	322,300	348,200	420,900	515,100	603,800
	40	181,000	272,600	298,600	324,600	350,200	423,400	516,000	605,100
	41	182,600	274,400	300,600	326,900	352,100	425,800	516,800	606,300
	42	184,400	276,300	302,700	329,300	354,100	428,000	517,600	607,500
	43	186,300	278,200	304,900	331,600	356,100	430,200	518,500	608,700
	44	188,200	280,100	307,100	333,900	358,000	432,300	519,400	610,000
	45	190,000	281,900	309,200	336,100	359,900	434,400	520,200	611,200
	46	191,800	283,700	311,300	338,300	361,700	436,400	521,000	612,400
	47	193,600	285,600	313,500	340,500	363,400	438,300	521,800	613,600
	48	195,500	287,400	315,700	342,700	365,100	440,100	522,700	614,800
	49	197,500	289,200	317,800	344,800	366,700	441,800	523,500	616,000
	50	199,600	291,000	320,000	346,800	368,200	443,500	524,300	617,200
	51	201,800	292,900	322,100	348,800	369,600	445,100	525,100	618,400
	52	204,000	294,800	324,200	350,800	371,100	446,600	526,000	619,600
	53	206,100	296,700	326,300	352,800	372,400	448,000	526,900	620,900
	54	208,100	298,600	328,400	354,700	373,700	449,300	527,700	622,100
	55	210,000	300,500	330,400	356,600	375,000	450,500	528,500	623,300
56	211,900	302,300	332,400	358,400	376,300	451,600	529,400	624,600	

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員	57	円 213,700	円 304,200	円 334,300	円 360,100	円 377,600	円 452,600	円 530,300	円 625,800
	58	215,700	306,200	336,300	361,500	378,800	453,500	531,100	
	59	217,800	308,100	338,200	363,000	380,000	454,400	531,900	
	60	219,900	310,000	340,100	364,400	381,100	455,200	532,700	
	61	221,800	311,800	342,000	365,800	382,100	455,900	533,600	
	62	223,900	313,500	343,800	367,100	383,100	456,600		
	63	226,000	315,200	345,500	368,300	384,100	457,300		
	64	228,000	316,800	347,200	369,500	385,000	458,000		
	65	229,900	318,500	348,800	370,600	385,900	458,600		
	66	231,900	319,800	350,300	371,600	386,700	459,200		
	67	234,000	321,000	351,700	372,600	387,400	459,900		
	68	236,100	322,300	353,100	373,500	388,100	460,600		
69	238,200	323,400	354,400	374,300	388,800	461,300			
70	240,200	324,600	355,700	375,100	389,400	461,900			
71	242,100	325,700	357,000	375,900	390,000	462,600			
72	244,100	326,800	358,200	376,600	390,700	463,300			
73	246,100	327,800	359,300	377,300	391,400	463,900			
74	248,000	328,900	360,300	378,000	392,000	464,500			
75	249,900	330,100	361,200	378,600	392,600	465,200			
76	251,800	331,200	362,100	379,100	393,100	465,900			
77	253,700	332,200	363,000	379,600	393,700	466,500			
78	255,600	333,100	363,800	380,100	394,200	467,200			
79	257,600	334,000	364,500	380,600	394,700	467,900			
80	259,600	334,800	365,100	381,000	395,200	468,500			
81	261,500	335,500	365,700	381,400	395,700	469,100			
82	263,500	336,200	366,400	381,900	396,100	469,800			
83	265,500	336,900	367,000	382,300	396,600	470,500			
84	267,400	337,500	367,600	382,700	397,000	471,100			
85	269,300	338,100	368,100	383,000	397,400	471,700			
86	271,300	338,700	368,500	383,400	397,900	472,300			
87	273,300	339,300	368,900	383,800	398,300	473,000			
88	275,300	339,900	369,300	384,200	398,700	473,700			
89	277,200	340,400	369,700	384,600	399,100	474,300			
90	279,100	340,900	370,100	385,100	399,500	475,000			
91	281,000	341,400	370,500	385,500	400,000	475,700			
92	282,900	341,900	370,800	385,900	400,400	476,300			
93	284,800	342,500	371,200	386,200	400,800	476,900			
94	285,600	343,000	371,600	386,600	401,300	477,600			
95	286,300	343,400	372,000	387,000	401,700	478,300			
96	286,900	343,900	372,400	387,400	402,100	479,000			
97	287,400	344,400	372,700	387,800	402,500	479,600			
98	287,900	344,900	373,100	388,200	402,900	480,300			
99	288,400	345,400	373,400	388,700	403,400	481,000			
100	288,900	345,900	373,800	389,100	403,800	481,600			
101	289,300	346,300	374,100	389,500	404,200	482,200			
102	289,700	346,600	374,500	389,900	404,700	482,900			
103	290,100	346,900	374,800	390,300	405,100	483,600			
104	290,500	347,200	375,200	390,700	405,500	484,200			
105	290,900	347,500	375,500	391,100	405,900	484,900			
106	291,300		375,900	391,600	406,400	485,500			
107	291,700		376,300	392,100	406,800	486,200			
108	292,000		376,600	392,500	407,200	486,800			
109	292,300		376,900	392,800	407,600	487,500			
110	292,600		377,300	393,200	408,100	488,200			
111	292,900		377,700	393,700	408,500	488,800			
112	293,200		378,000	394,100	408,900	489,400			

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員 以外 の 職員	113	円 293,600	円	円 378,400	円 394,500	円 409,300	円 490,100	円	円
	114			378,800	395,000	409,700	490,800		
	115			379,200	395,400	410,200	491,400		
	116			379,500	395,800	410,600	492,000		
	117			379,900	396,100	411,000	492,700		
	118			380,300	396,500	411,400	493,400		
	119			380,700	397,000	411,900	494,100		
	120			381,000	397,400	412,300	494,700		
	121			381,400	397,800	412,700	495,300		
	122			381,800	398,300	413,200			
	123			382,100	398,700	413,700			
	124			382,500	399,100	414,100			
	125			382,800	399,400	414,500			
	126			383,200	399,800	414,900			
	127			383,600	400,300	415,400			
	128			383,900	400,700	415,800			
	129			384,300	401,100	416,200			
	130			384,700	401,600	416,700			
	131			385,000	402,100	417,100			
	132			385,300	402,500	417,500			
133			385,600	402,800	417,900				
134				403,200	418,400				
135				403,700	418,900				
136				404,100	419,300				
137				404,500	419,700				
138				405,000	420,100				
139				405,500	420,500				
140				405,900	420,900				
141				406,300	421,300				
142				406,800					
143				407,200					
144				407,600					
145				408,000					
146				408,500					
147				409,000					
148				409,400					
149				409,800					
再任用 職員 備考		183,600	210,700	246,800	263,500	284,800	316,900	352,800	385,900

- 1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第21条に規定する職員を除く。
- 2 1級の21号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、144,800円とする。
- 3 1級の29号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、155,700円とする。

消防職員給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	154,400	179,300	212,700	240,600	265,600	318,500	456,500
	2	155,100	181,100	214,700	242,800	267,800	321,200	459,500
	3	155,700	182,900	216,700	244,900	270,100	324,000	462,600
	4	156,300	184,700	218,700	247,100	272,300	326,800	465,600
	5	156,800	186,500	220,700	249,300	274,500	329,500	468,700
	6	157,800	188,400	222,600	251,500	276,600	332,200	471,800
	7	158,800	190,200	224,500	253,600	278,700	334,900	474,800
	8	159,800	192,100	226,500	255,700	280,800	337,700	477,700
	9	160,700	194,000	228,600	257,800	282,900	340,400	480,500
	10	161,300	196,000	230,700	259,900	285,000	343,100	482,900
	11	162,100	198,000	232,800	262,000	287,100	345,800	485,200
	12	162,800	200,000	234,900	264,200	289,300	348,600	487,400
	13	163,500	202,100	236,900	266,400	291,500	351,400	489,600
	14	164,400	204,100	238,900	268,500	293,700	354,100	491,000
	15	165,300	206,000	240,900	270,600	295,800	356,900	492,400
	16	166,200	207,900	242,900	272,700	297,900	359,700	493,800
	17	167,300	209,900	244,900	274,800	300,000	362,500	495,200
	18	169,300	211,900	246,900	277,000	302,200	365,300	496,500
	19	171,400	213,900	248,900	279,200	304,300	368,000	497,800
	20	173,500	215,900	250,800	281,500	306,300	370,700	499,100
	21	175,400	217,800	252,700	283,700	308,400	373,500	500,100
	22	177,300	219,800	254,600	285,800	310,500	376,200	501,100
	23	179,200	221,700	256,500	287,900	312,700	379,000	502,000
	24	181,100	223,600	258,500	290,000	314,900	381,800	502,800
	25	183,100	225,500	260,500	292,100	317,200	384,500	503,600
	26	185,200	227,400	262,500	294,300	319,400	387,300	504,400
	27	187,100	229,400	264,500	296,400	321,700	390,100	505,200
	28	188,900	231,400	266,500	298,400	324,000	392,900	506,100
	29	190,700	233,400	268,500	300,400	326,300	395,500	506,900
	30	192,600	235,300	270,600	302,500	328,600	398,200	507,700
	31	194,500	237,300	272,700	304,600	330,900	400,800	508,500
	32	196,300	239,300	274,700	306,700	333,200	403,400	509,300
	33	198,200	241,300	276,700	308,800	335,500	406,000	510,100
	34	200,400	243,300	278,600	311,000	337,700	408,500	510,900
	35	202,500	245,200	280,600	313,200	339,900	411,000	511,700
	36	204,600	247,100	282,600	315,500	342,000	413,500	512,600
	37	206,700	249,000	284,600	317,700	344,100	416,000	513,400
	38	208,700	250,900	286,600	320,000	346,100	418,400	514,200
	39	210,600	252,900	288,600	322,300	348,200	420,900	515,100
	40	212,400	254,900	290,600	324,600	350,200	423,400	516,000
	41	214,300	256,800	292,600	326,900	352,100	425,800	516,800
	42	216,300	258,800	294,600	329,300	354,100	428,000	517,600
	43	218,400	260,800	296,600	331,600	356,100	430,200	518,500
	44	220,400	262,800	298,600	333,900	358,000	432,300	519,400
	45	222,300	264,800	300,600	336,100	359,900	434,400	520,200
	46	224,200	266,900	302,700	338,300	361,700	436,400	521,000
	47	226,200	268,800	304,900	340,500	363,400	438,300	521,800
	48	228,200	270,900	307,100	342,700	365,100	440,100	522,700
	49	230,200	272,900	309,200	344,800	366,700	441,800	523,500
	50	232,300	275,000	311,300	346,800	368,200	443,500	524,300
	51	234,400	277,000	313,500	348,800	369,600	445,100	525,100
	52	236,400	278,900	315,700	350,800	371,100	446,600	526,000
	53	238,500	281,000	317,800	352,800	372,400	448,000	526,900
	54	240,500	283,000	320,000	354,700	373,700	449,300	527,700
	55	242,400	285,000	322,100	356,600	375,000	450,500	528,500
56	244,300	287,000	324,200	358,400	376,300	451,600	529,400	

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	57	246,300	289,000	326,300	360,100	377,600	452,600	530,300
	58	248,300	291,000	328,400	361,500	378,800	453,500	531,100
	59	250,200	293,000	330,400	363,000	380,000	454,400	531,900
	60	252,000	294,900	332,400	364,400	381,100	455,200	532,700
	61	253,900	296,800	334,300	365,800	382,100	455,900	533,600
	62	255,700	298,800	336,300	367,100	383,100	456,600	
	63	257,600	300,800	338,200	368,300	384,100	457,300	
	64	259,600	302,700	340,100	369,500	385,000	458,000	
	65	261,500	304,700	342,000	370,600	385,900	458,600	
	66	263,500	306,800	343,800	371,600	386,700	459,200	
	67	265,500	308,700	345,500	372,600	387,400	459,900	
	68	267,500	310,700	347,200	373,500	388,100	460,600	
	69	269,500	312,600	348,800	374,300	388,800	461,300	
	70	271,500	314,500	350,300	375,100	389,400	461,900	
	71	273,500	316,400	351,700	375,900	390,000	462,600	
	72	275,500	318,400	353,100	376,600	390,700	463,300	
	73	277,400	320,400	354,400	377,300	391,400	463,900	
	74	279,300	322,300	355,700	378,000	392,000	464,500	
	75	281,200	324,000	357,000	378,600	392,600	465,200	
	76	283,100	325,800	358,200	379,100	393,100	465,900	
	77	284,900	327,500	359,300	379,600	393,700	466,500	
	78	285,700	329,100	360,300	380,100	394,200	467,200	
	79	286,400	330,700	361,200	380,600	394,700	467,900	
	80	287,100	332,200	362,100	381,000	395,200	468,500	
	81	287,700	333,700	363,000	381,400	395,700	469,100	
	82	288,400	335,200	363,800	381,900	396,100	469,800	
	83	289,200	336,700	364,500	382,300	396,600	470,500	
	84	290,000	338,100	365,100	382,700	397,000	471,100	
	85	290,700	339,500	365,700	383,000	397,400	471,700	
	86	291,500	340,800	366,400	383,400	397,900	472,300	
	87	292,200	342,100	367,000	383,800	398,300	473,000	
	88	292,800	343,400	367,600	384,200	398,700	473,700	
	89	293,400	344,600	368,100	384,600	399,100	474,300	
	90	294,000	345,500	368,500	385,100	399,500	475,000	
	91	294,700	346,400	368,900	385,500	400,000	475,700	
	92	295,400	347,200	369,300	385,900	400,400	476,300	
	93	296,000	347,900	369,700	386,200	400,800	476,900	
	94	296,500	348,600	370,100	386,600	401,300	477,600	
	95	296,900	349,200	370,500	387,000	401,700	478,300	
	96	297,200	349,700	370,800	387,400	402,100	479,000	
	97	297,500	350,200	371,200	387,800	402,500	479,600	
	98	297,800	351,000	371,600	388,200	402,900	480,300	
	99	298,100	351,900	372,000	388,700	403,400	481,000	
	100	298,400	352,700	372,400	389,100	403,800	481,600	
	101	298,800	353,500	372,700	389,500	404,200	482,200	
	102	299,100	354,200	373,100	389,900	404,700	482,900	
	103	299,400	354,900	373,400	390,300	405,100	483,600	
	104	299,700	355,600	373,800	390,700	405,500	484,200	
	105	300,100	356,300	374,100	391,100	405,900	484,900	
	106	300,400	357,000	374,500	391,600	406,400	485,500	
	107	300,700	357,700	374,800	392,100	406,800	486,200	
	108	301,000	358,300	375,200	392,500	407,200	486,800	
	109	301,400	358,900	375,500	392,800	407,600	487,500	
	110	301,700	359,600	375,900	393,200	408,100	488,200	
	111	302,000	360,300	376,300	393,700	408,500	488,800	
	112	302,300	360,900	376,600	394,100	408,900	489,400	

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員	113	円 302,700	円 361,500	円 376,900	円 394,500	円 409,300	円 490,100	円
	114		362,000	377,300	395,000	409,700	490,800	
	115		362,500	377,700	395,400	410,200	491,400	
	116		363,100	378,000	395,800	410,600	492,000	
	117		363,800	378,400	396,100	411,000	492,700	
	118			378,800	396,500	411,400	493,400	
	119			379,200	397,000	411,900	494,100	
	120			379,500	397,400	412,300	494,700	
	121			379,900	397,800	412,700	495,300	
	122			380,300	398,300	413,200		
	123			380,700	398,700	413,700		
	124			381,000	399,100	414,100		
	125			381,400	399,400	414,500		
	126			381,800	399,800	414,900		
	127			382,100	400,300	415,400		
	128			382,500	400,700	415,800		
	129			382,800	401,100	416,200		
	130			383,200	401,600	416,700		
	131			383,600	402,100	417,100		
	132			383,900	402,500	417,500		
133			384,300	402,800	417,900			
134			384,700	403,200	418,400			
135			385,000	403,700	418,900			
136			385,300	404,100	419,300			
137			385,600	404,500	419,700			
138				405,000	420,100			
139				405,500	420,500			
140				405,900	420,900			
141				406,300	421,300			
142				406,800				
143				407,200				
144				407,600				
145				408,000				
146				408,500				
147				409,000				
148				409,400				
149				409,800				
再任用 職員		183,600	210,700	246,800	263,500	284,800	316,900	352,800

備考 この表は、消防吏員に適用する。

教育職員給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	153,500	169,000	246,000	294,200	402,100
	2	154,900	171,100	248,400	296,800	403,600
	3	156,400	173,200	250,900	299,700	405,100
	4	157,900	175,300	253,100	302,100	406,600
	5	159,500	177,300	255,700	304,500	408,000
	6	161,400	179,400	258,000	306,900	409,400
	7	163,200	181,600	260,200	309,200	410,900
	8	164,900	183,800	262,300	311,500	412,400
	9	166,700	186,000	264,400	313,800	413,800
	10	168,800	188,800	266,600	316,400	415,200
	11	170,700	191,400	268,700	319,100	416,600
	12	172,700	194,100	270,700	321,900	417,900
	13	174,600	196,900	272,800	324,300	419,200
	14	176,800	198,600	274,800	326,300	420,600
	15	179,000	200,200	276,700	328,300	421,900
	16	181,100	201,900	278,600	330,500	423,300
	17	183,400	203,700	280,300	332,700	424,500
	18	185,900	205,300	282,600	334,900	425,800
	19	188,400	207,000	284,900	337,200	427,000
	20	190,800	208,600	287,300	339,300	428,300
	21	193,300	210,200	289,400	341,400	429,400
	22	194,900	212,100	291,900	343,500	430,600
	23	196,600	214,000	294,100	345,700	431,800
	24	198,300	215,800	296,800	347,800	433,100
	25	199,800	217,400	299,100	349,700	434,400
	26	201,400	219,400	301,500	351,600	435,600
	27	203,100	221,300	303,900	353,600	436,600
	28	204,700	223,300	306,200	355,600	437,700
	29	206,000	225,200	308,400	357,500	439,000
	30	207,700	227,800	310,600	359,300	440,100
	31	209,400	230,500	312,700	360,900	441,200
	32	211,000	233,100	314,800	362,800	442,300
	33	212,500	235,700	316,900	364,400	443,500
	34	214,300	238,400	318,900	366,100	444,400
	35	216,000	241,000	321,100	367,800	445,300
	36	217,800	243,600	323,100	369,500	446,000
	37	219,400	246,100	325,100	371,400	446,800
	38	221,100	248,500	327,200	372,900	447,600
	39	222,900	251,000	329,300	374,400	448,400
	40	224,700	253,200	331,500	376,000	449,200
	41	226,300	255,800	333,400	377,200	450,100
	42	228,000	258,100	335,500	378,600	450,800
	43	229,600	260,300	337,600	379,900	451,600
	44	231,100	262,400	339,700	381,400	452,400
	45	232,700	264,500	341,600	382,900	453,300
	46	234,100	266,700	343,500	384,500	454,100
	47	235,400	268,800	345,500	386,100	454,900
	48	236,500	270,800	347,500	387,600	455,700
	49	237,900	272,900	349,100	389,000	456,600
	50	239,400	274,900	351,000	390,400	457,400
	51	240,600	276,800	352,800	391,900	458,200
	52	242,000	278,700	354,600	393,300	459,000
	53	243,100	280,500	356,500	394,500	459,900
	54	244,300	282,800	358,200	395,800	460,700
	55	245,700	285,100	359,800	396,900	461,400
56	246,700	287,500	361,400	398,000	462,200	

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員	57	円 248,000	円 289,600	円 362,800	円 399,300	円 463,100
	58	249,100	292,100	364,300	400,500	
	59	250,200	294,300	365,700	401,700	
	60	251,300	297,000	367,100	403,000	
	61	252,500	299,200	368,200	404,200	
	62	253,800	301,600	369,500	405,200	
	63	255,200	304,000	370,900	406,600	
	64	256,300	306,300	372,200	407,900	
	65	257,600	308,500	373,500	409,000	
	66	259,100	310,700	374,700	410,100	
	67	260,600	312,800	375,900	411,300	
	68	262,200	314,900	377,200	412,400	
69	263,600	317,000	378,500	413,400		
70	265,000	319,000	379,600	414,400		
71	266,400	321,200	380,800	415,400		
72	267,700	323,200	382,000	416,400		
73	268,800	325,200	383,400	417,400		
74	270,200	327,300	384,400	418,100		
75	271,600	329,400	385,400	418,700		
76	272,700	331,600	386,400	419,400		
77	274,000	333,300	387,300	420,100		
78	275,200	335,100	388,300	420,800		
79	276,400	337,000	389,400	421,500		
80	277,500	338,700	390,400	422,200		
81	278,600	340,500	391,100	423,000		
82	279,800	342,300	392,000	423,700		
83	281,000	343,800	392,900	424,400		
84	282,100	345,600	393,800	425,100		
85	283,200	346,900	394,600	425,700		
86	284,300	348,500	395,400	426,200		
87	285,400	349,900	396,200	426,800		
88	286,600	351,400	397,000	427,500		
89	287,700	352,700	397,600	428,200		
90	288,800	354,000	398,300	428,700		
91	290,000	355,300	399,000	429,400		
92	291,200	356,700	399,700	429,900		
93	291,900	358,200	400,300	430,300		
94	292,800	359,400	401,000	430,900		
95	293,900	360,700	401,700	431,500		
96	295,100	361,900	402,500	432,100		
97	296,100	362,900	403,200	432,500		
98	297,200	363,900	404,000	433,100		
99	298,100	364,800	404,800	433,700		
100	299,200	365,800	405,600	434,300		
101	300,100	366,700	406,100	434,700		
102	301,200	367,700	406,800	435,300		
103	302,300	368,700	407,500	435,900		
104	303,200	369,600	408,200	436,500		
105	303,800	370,400	409,000	436,900		
106	304,700	371,300	409,700	437,500		
107	305,500	372,200	410,400	438,100		
108	306,300	373,200	411,100	438,600		
109	307,200	374,000	411,700	439,000		
110	307,600	374,900	412,200	439,600		
111	307,900	375,900	412,700	440,200		
112	308,400	376,900	413,300	440,800		

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員	113	円 309,000	円 377,500	円 413,800	円 441,200	円
	114	309,400	378,400	414,300	441,800	
	115	309,900	379,300	414,800	442,400	
	116	310,400	380,100	415,300	443,000	
	117	311,000	380,900	415,900	443,400	
	118	311,500	381,600	416,300	444,000	
	119	311,900	382,400	416,800	444,600	
	120	312,400	383,200	417,300	445,200	
	121	312,800	383,800	417,900	445,600	
	122	313,200	384,600	418,400		
	123	313,700	385,200	418,900		
	124	314,200	385,900	419,400		
	125	314,800	386,500	420,000		
	126	315,100	387,200	420,500		
	127	315,400	387,700	421,000		
	128	315,700	388,300	421,400		
	129	315,900	389,000	422,000		
	130	316,200	389,600	422,500		
	131	316,500	390,100	423,000		
	132	316,800	390,500	423,500		
	133	317,000	390,800	424,100		
	134	317,200	391,400	424,600		
	135	317,400	392,000	425,100		
	136	317,700	392,600	425,600		
	137	317,900	393,100	426,200		
	138	318,100	393,700			
	139	318,400	394,300			
	140	318,700	394,900			
	141	318,900	395,300			
	142	319,100	395,800			
	143	319,400	396,300			
	144	319,600	396,900			
145	319,900	397,300				
146	320,100	397,900				
147	320,400	398,400				
148	320,700	399,000				
149	320,900	399,400				
150	321,100	399,900				
151	321,400	400,400				
152	321,700	400,800				
153	321,900	401,400				
154	322,200	401,900				
155	322,500	402,400				
156	322,700	402,900				
157	322,900	403,500				
158	323,100	404,000				
159	323,400	404,500				
160	323,600	405,000				
161	323,800	405,600				
162	324,100	406,000				
163	324,400	406,500				
164	324,600	407,000				
165	324,800	407,600				
166		408,100				
167		408,600				
168		409,100				

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の 職員	169	円	円	円	円	円
	170		409,700			
	171		410,200			
	172		410,700			
	173		411,100			
	174		411,700			
	175		412,200			
	176		412,700			
	177		413,200			
	178		413,800			
	179		414,300			
	180		414,800			
	181		415,300			
	182		415,900			
	183		416,300			
	184		416,800			
	185		417,300			
再任用 職員		224,200	259,800	284,300	328,200	400,700

備考 この表は、横浜市立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に適用する。

医療職員給料表

職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	203,600	343,500	383,300	412,600	543,800
2	205,800	347,100	385,900	414,900	546,100
3	208,000	350,700	388,400	417,200	548,400
4	210,300	354,200	390,900	419,500	550,700
5	212,600	357,700	393,400	421,700	552,900
6	214,900	361,200	396,000	424,000	555,000
7	217,200	364,700	398,600	426,300	557,000
8	219,500	368,200	401,100	428,600	559,000
9	221,600	371,700	403,600	430,800	561,000
10	224,200	374,900	406,100	433,100	563,000
11	226,800	378,100	408,500	435,300	564,900
12	229,400	381,200	410,900	437,500	566,700
13	232,100	384,300	413,300	439,700	568,600
14	234,900	386,700	415,700	442,000	570,400
15	237,800	389,000	418,100	444,200	572,200
16	240,700	391,200	420,400	446,400	574,000
17	243,700	393,400	422,700	448,600	575,700
18	246,500	395,600	425,000	450,900	577,300
19	249,200	397,800	427,300	453,100	578,800
20	251,900	399,900	429,500	455,300	580,200
21	254,600	402,000	431,700	457,500	581,600
22	258,300	404,200	433,900	459,700	582,900
23	261,900	406,300	436,100	461,900	584,200
24	265,500	408,400	438,300	464,000	585,400
25	269,000	410,500	440,500	466,100	586,600
26	272,600	412,600	442,700	468,300	587,900
27	276,100	414,700	444,800	470,400	589,100
28	279,500	416,700	446,900	472,500	590,400
29	282,900	418,700	449,000	474,600	591,600
30	286,300	420,800	451,100	476,800	592,800
31	289,700	422,900	453,100	478,900	594,000
32	293,000	424,900	455,100	481,000	595,300
33	296,300	426,900	457,100	483,100	596,500
34	299,600	428,900	459,200	485,300	597,700
35	302,900	430,900	461,200	487,400	599,000
36	306,200	432,900	463,200	489,500	600,200
37	309,400	434,900	465,200	491,500	601,400
38	312,600	436,900	467,300	493,500	602,600
39	315,800	438,900	469,300	495,500	603,800
40	318,900	440,900	471,300	497,500	605,100
41	321,900	442,800	473,300	499,500	606,300
42	324,800	444,500	475,300	501,500	607,500
43	327,700	446,000	477,300	503,400	608,700
44	330,600	447,500	479,300	505,300	610,000
45	333,500	449,000	481,200	507,200	611,200
46	336,300	450,500	483,100	509,000	612,400
47	339,100	452,000	485,000	510,800	613,600
48	341,900	453,400	486,700	512,500	614,800
49	344,700	454,800	488,300	514,200	616,000
50	347,500	456,200	489,800	515,600	617,200
51	350,200	457,600	491,300	517,000	618,400
52	352,900	458,900	492,800	518,400	619,600
53	355,600	460,200	494,300	519,800	620,900
54	358,300	460,800	495,200	520,900	622,100
55	361,000	461,400	496,100	522,000	623,300
56	363,700	462,000	497,000	523,000	624,600

職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
57	366,100	462,500	497,800	524,000	625,800
58	367,900		498,600	524,900	
59	369,600		499,400	525,800	
60	371,200		500,200	526,600	
61	372,700		501,000	527,400	
62	374,000		501,800	528,100	
63	375,200		502,500	528,800	
64	376,400		503,200	529,400	
65	377,600		503,900	530,000	
66	378,800		504,600	530,700	
67	380,000		505,300	531,400	
68	381,100		506,000	532,000	
69	382,200		506,700	532,600	
70	382,800		507,400	533,300	
71	383,400		508,100	534,000	
72	383,900		508,800	534,600	
73	384,300		509,400	535,200	
74				535,800	
75				536,400	
76				537,000	
77				537,600	

備考 この表は、医師及び歯科医師で、人事委員会規則で定めるものに適用する。

別記第2 特定任期付職員の給料表

号給	給料月額
	円
1	374,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

人事給与制度等に関する報告

本年、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）が成立し、労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現するための措置が講じられることとなった。また、人生 100 年時代を見据え、全ての人が元気に活躍し続けられる社会を創ることが必要とされている。

本市においても、今後ますます行政課題が複雑・高度化することが予測される中で、市民の信頼・要請に全力で応えていくために、職員個々の事情に応じた働きやすい環境を整え、職員一人ひとりが意欲・能力を最大限に発揮し、全ての職員が活躍できる組織づくりが重要となっている。

1 働きやすい環境を整えるために

(1) 長時間労働の是正・過重労働の防止

法令の改正により、民間事業所における時間外労働の上限は、月 45 時間・年 360 時間（臨時的な特別な事情がある場合は、月 100 時間未満・年 720 時間）までとなり、前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定時間を確保する（勤務間インターバル）よう努めなければならないこととなった。公務においても、職員の健康を守る観点から時間外労働の上限を遵守できるよう取組を進めていく必要がある。

本市においては、通知によった法令よりも厳しい時間外労働の上限設定（繁忙期であっても月 80 時間）や時間外労働時間が一定時間を超えた職員の勤怠管理システムにおける表示の改善など、様々な取組を積極的に実施してきた結果、表 1 のとおり、一時は上昇していた時間外労働時間が 2 年連続で減少しており、成果が表れてきている。

しかしながら、平成 29 年度の実績では、月 100 時間以上の時間外労働を行った職員が 209 人、年 720 時間を超える時間外労働を行った職員が 45 人となっており、引き続き取組を継続・強化していかなければならない。

国は、民間労働法制の改正を踏まえ、超過勤務命令を行うことができる上限を人事院規則で定めることとし、1 箇月に 100 時間以上の超過勤務を

行った場合は職員からの申出によらず、1箇月に80時間を超えて超過勤務を行った場合は申出により、医師による面接指導を行うこととしている。

本市においても、国と同様に、現在の時間外労働の上限設定について、規則等で上限を規定することを検討していくべきである。また、過重労働により悪影響が及ぶことが懸念される職員の健康を守るため、医師による面接指導を強化していく必要がある。

勤務間インターバルについては、今後導入企業の増加が見込まれている。公務においても、東京都は、勤務終了時刻から翌日の始業時刻まで部署ごとの8～11時間のインターバル設定や土曜日・日曜日の連続勤務禁止の取組を試行しており、長野県では11時間のインターバルを設定し、確保が困難な場合には時間外勤務の申請時に職員の希望に基づく時差勤務の遅出勤務を合わせて申請する制度を試行した事例がある。このような事例も踏まえ、今後研究していく必要がある。

【表1】超過勤務実績時間の推移

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
一人当たり月平均 (時間)	11.6	11.9	12.1	11.5	10.9
総実績時間 (万時間)	269	274	280	269	257

※ 特別職、企業局職員、教員及び旧県費負担学校事務職員等を除く。一人当たり月平均は課長補佐級以下の時間である。

(2) 健康経営¹について

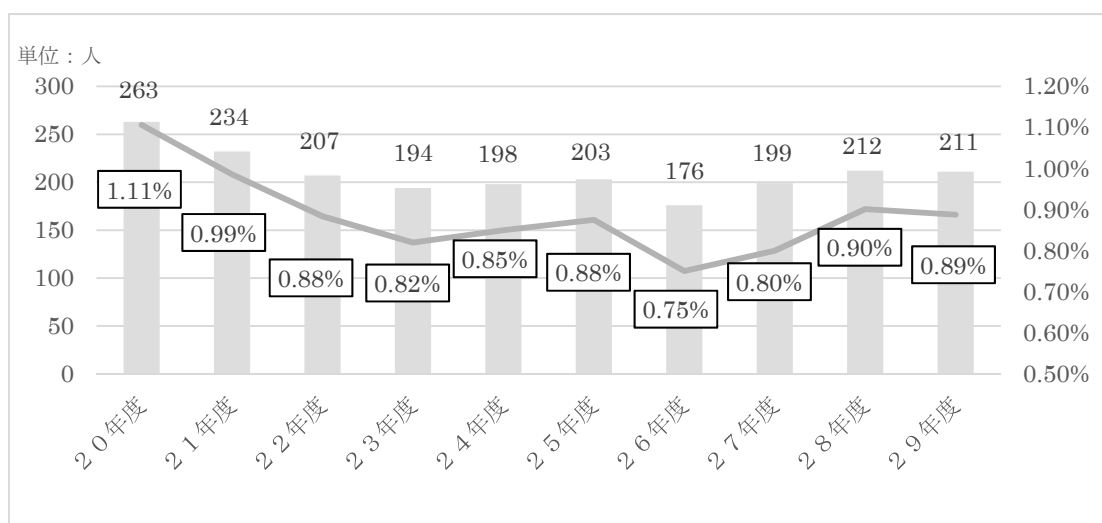
従業員等の健康保持・増進の取組を経営的な視点から考え、戦略的に取り組むという健康経営の推進が求められている。

本市では、「横浜市職員の健康ビジョン」を策定し、「横浜市職員のからだの健康づくり計画」及び「横浜市職員の心の健康づくり計画」（以下、「こころ計画」という。）を基に職員の心身の健康づくりに取り組んできた。よこはまウォーキングポイント事業を活用した歩数記録イベントや専門職が区役所へ出向いてのこころの健康相談の実施など、職員にとって利用しやすい健康づくりを実施している。

¹ 特定非営利活動法人 健康経営研究会の登録商標

一方で、精神疾患による休職者¹は、表2のとおり、平成27年度以降緩やかな増加傾向にあることから、引き続きメンタルヘルス不調を未然に防止することが求められている。平成28年度から労働安全衛生法に基づき、心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）が実施されているが、今年度の「こころ計画」の改訂にあたっては、その結果の活用を当該計画に定め、セルフケアや職場環境の改善、ハラスメントの防止等の取組を更に進めていく必要がある。

【表2】精神疾患による休職者数の推移



(3) 教員について

教員については、職務と勤務態様の特殊性があるとされ、超過勤務手当制度は適用されていない²が、平成25年度「横浜市立学校教職員³の業務実態に関する調査」によれば、勤務日における時間外の業務時間の平均は2.95時間であり、休日出勤を月に4日以上している割合は35.9%、休憩時間が全く取れていない教職員が56.2%に上る。

このような教職員の業務実態を踏まえ、平成34年度までを実施期間とする「横浜市立学校教職員の働き方改革プラン」が本年3月に策定されたところであり、様々な取組を着実に実施し、業務実態の改善に早急に努めていかなければならない。

¹ 特別職、企業局職員及び教職員を除く。休職継続者、復職者、退職者、死亡、免職等の者を含む。平成29年労働安全衛生調査の結果では、事業所規模1,000人以上におけるメンタル不調により連続1箇月以上休業した労働者は0.8%、退職した労働者は0.2%となっている。

² 昭和46年7月9日文部事務次官通達「国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の施行について」

³ 教員以外の学校事務職員等を含む。教職員に占める教員の割合は、95.6%（平成30年4月1日時点）となっている。

(4) 新しい働き方について

職員が意欲・能力を最大限発揮できる組織にするためには、ライフスタイルに応じた柔軟な働き方が可能な環境整備が必要である。

ア 横浜版フレックスタイム制度

昨年度戸塚区、瀬谷区及び局統括本部で試行実施がなされ、今年度は、全区局統括本部¹を対象に試行実施が進められている。

昨年度の試行に関する職員アンケート調査では、利用事由について、子育てや介護等ではない「その他」の事由によるものが44.9%と、様々な事由で広く利用されたことが伺える。また、制度の効果について、制度利用者の回答677件のうち、心身の負担軽減を挙げたものが325件、勤務の長時間化の防止を挙げたものが242件となっている。

今年度の試行実施において課題を整理し、早期に導入に向けて取組を進めていくべきである。

イ テレワーク

対象者を子育てや介護を行っている者等に限定して昨年度局統括本部²で試行実施がなされ、今年度は区でも試行実施がされている。

昨年度の試行に関する職員アンケート調査の結果では、制度を「ぜひ導入すべき」、「導入した方がよい」と回答した職員が51%となっており、半数の職員が導入に肯定的となっている。テレワークによって時間と場所を有効に活用できる柔軟な働き方が可能となり、ワーク・ライフ・バランスの向上や通勤による負担軽減の効果が期待できる。昨年度の試行実施の利用実績³は、利用者数32人、延べ利用回数87回と、まだ少ないため、今後対象者・対象業務の拡大や手続の簡素化等について研究し、推進を図っていくことが重要である。

2 職員一人ひとりが意欲・能力を最大限に発揮するために

(1) 人材育成ビジョン

本年3月に全面改訂された「横浜市人材育成ビジョン全職員版 2018～2021」（以下、「人材育成ビジョン」という。）では、全職員に対して求められる「基礎的マインド・知識」として、「人権意識」及び事務処理ミス・不祥事防止も含めた「コンプライアンス」などを明記している。

¹ 企業局を除く。

² 企業局を除く。

³ 平成30年3月30日現在

さらに、責任職を育成・支援する取組をこれまで以上に組織的に実施していくこととしている。

今後は、人材育成ビジョンを組織に浸透させ、職員一人ひとりが自ら学ぶ姿勢を持って、課題解決に向けて主体的に取り組むよう、人材育成を進めるべきである。

(2) 兼職（報酬を得て公益的活動等を行うための事務又は事業に従事すること）

本年6月に閣議決定された「未来投資戦略2018」では、国家公務員について公益的活動等を行うための「兼業」（本市では兼職）に関し、円滑な制度運用を図るための環境整備を進めることとされている。

他都市においては、神戸市や奈良県生駒市のように、報酬を得て公益性の高い活動に参加する許可を行っている例がある。

職員が公益的活動等に参画することは、意欲や使命感を高めるだけではなく、公務員としての見識を深め、行政課題解決に向けた政策立案能力の向上の効果が期待できる。さらに、職務を通じて得た経験等を活かして、職員がNPO法人等の地域貢献活動、自治体の発展・活性化に寄与する活動に取り組むことで、市民との協働・共創の推進に資すると考えられる。

引き続き、国や他都市の動向を踏まえて、兼職による長時間労働の懸念や公務の公平性・信頼性確保に留意しつつ、検討していく必要がある。

3 全ての職員が活躍するために（ダイバーシティの推進）

(1) 女性の活躍推進及び仕事と育児・介護等の両立支援

総務省「労働力調査」の平成30年8月分の結果¹によれば、15歳から64歳までの人口に占める女性の就業率は70.0%となり、前年同月に比べて2.1ポイント上昇するなど、女性の社会進出は着実に前進している。本市においても、職員（企業局職員及び技能職員を除く。）に占める男性と女性の割合はほぼ均衡しており、組織を更に活性化し、発展させていくには、女性職員の活躍が不可欠である。

平成30年度の係長昇任試験における女性職員の受験率は22.7%（A事務区分実績）と、表3のとおり、平成21年度以降増加しており、これまで行ってきた取組の成果が着実に表れているものの、男性職員と比較する

¹ 平成30年9月28日現在の速報値

と受験率は低い状況にある。この要因の1つとして、家事・育児・介護等と仕事との両立に不安を感じていることが推察される。ライフイベントが生じて、女性職員が高い意欲を保ちながら仕事に取り組み、責任ある業務を担うことができるよう支援していくことが必要である。

また、女性の活躍推進のためには、男性の家事・育児・介護等への参画が不可欠であるが、6歳未満の子どもを持つ世帯では、共働き家庭、専業主婦家庭に関わらず、約8割の男性が家事を行っておらず、更に約7割の男性が育児を行っていないという調査結果（この調査では1日の行動を15分単位で集計するため、15分未満の行動は含まれない。）¹がある。

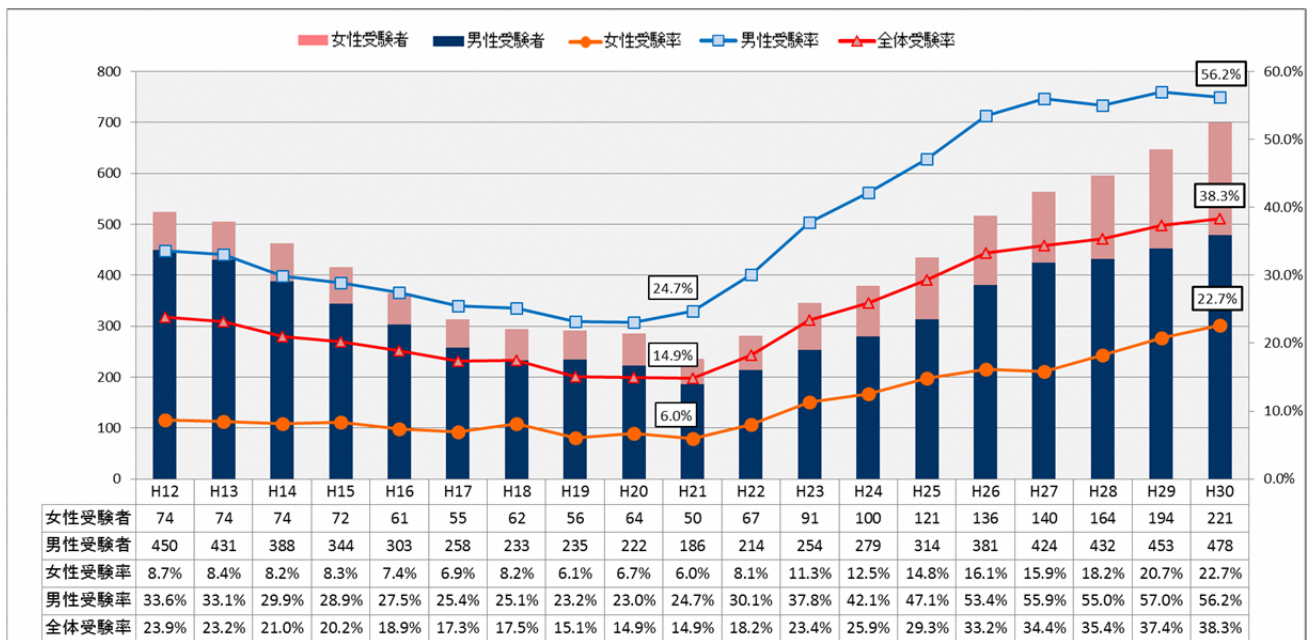
本市においては、男性職員の育児休業の取得率²が13.3%（平成29年度実績）と特定事業主行動計画における目標値（13%）を達成しているが、表4のとおり、取得者数における男女差は依然として大きい。男性の家事・育児・介護等への参画を促進するためには、男性も家事・育児・介護等に当然参画していくものという意識を組織全体に醸成していかなければならない。

これまで育児休業、介護休暇等の制度の改正がなされてきたが、制度の周知にとどまらず、職場復帰のための支援や休業手当金等の共済制度の活用、個々の事情に即した休業・休暇の取得支援等を更に進めていくことが効果的であると考えられる。

¹ 「仕事と育児の両立支援に係る総合的研究会報告書」（仕事と育児の両立支援に係る総合的研究会）、「仕事と生活の調和レポート2017」（仕事と生活の調和連携推進・評価部会、仕事と生活の調和関係省庁連携推進会議）、「社会生活基本調査」（平成28年）による。

² 特別職、企業局職員及び教職員を除く。当該年度に育児休業申請があった職員数を当該年度に取得対象となった職員の数で除して算出

【表 3】昇任試験受験者数及び受験率の推移（A事務区分）



※ 企業局職員及び横浜市立大学所属の職員を除く。異区分受験者を除く。

【表 4】平成 29 年度市長部局等の育児休業・介護休暇の取得者数

育児休業 取得者数		部分休業 取得者数	育児短時間 勤務取得者数	介護休暇取得者数	休暇の取得形式			
					計	日単位	時間 単位	
男性職員	78	51	1	男性職員	12	12	11	1
女性職員	848	578	21	女性職員	19	19	16	3

※ 特別職、企業局職員及び教職員を除く。

(2) 高齢期職員の能力及び経験の活用

人事院は、政府の検討要請を受けて、定年を段階的に 65 歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出を行った。その概要は 31 頁のとおりである。

定年については、国の定年を基準に条例で定めることとなるが、若年労働力人口の減少が続く中、働く意欲と能力のある高齢者が活躍できる場を作っていくことが社会全体の重要な課題となっており、定年の段階的引上げについて検討していく必要がある。

検討にあたっては、定年を迎えた職員について原則として公的年金の受給開始年齢までフルタイムで再任用を行っている点など国とは異なる本

市の状況に合わせて、職務の在り方や勤務条件、人事評価等を整理していくべきである。

また、長期にわたる職員のキャリア形成支援や高齢期職員のモチベーションの維持のために個々の事情に配慮した多様な働き方について検討していくことが重要である。

(3) 障害者雇用の促進について

今年度から地方公共団体の障害者の法定雇用率が 2.5%に引き上げられ、更に平成 33 年 4 月までに 2.6%に引き上げられることとなっている。本市においては、障害者手帳を確認して雇用率を算定しているが、現在は、2.41%¹と、法定雇用率を達成していない状況となっている。

障害者雇用の促進するために、個々の障害の特性を踏まえた業務や配置職場の拡大など、引き続き積極的な取組が必要である。

(4) 会計年度任用職員等の勤務環境の整備

地方公務員法及び地方自治法の改正により、平成 32 年度から特別職の任用及び臨時的任用が厳格化され、一般職の会計年度任用職員制度が創設される。

本市においても、多くの臨時・非常勤職員が公務に従事していることから、地方公務員法に定める平等取扱いの原則や職務給の原則、均衡の原則等に基づき、適切に対応していく必要がある。

会計年度任用職員制度の実施にあたっては、現在の臨時・非常勤職員の業務実態を踏まえて、業務の性質や業務量の観点から常勤職員が担うべき職務内容・責任との差を明確化し、処遇についてそれらに基づく合理的な内容となるよう、適切に検討し、計画的に準備を行っていくことが重要である。

¹ 平成 30 年 6 月 1 日時点

1 国家公務員の定年の引上げをめぐる検討の経緯

- 平成23年、人事院は、定年を段階的に65歳に引き上げることが適当とする意見の申出
平成25年、政府は、当面、年金支給開始年齢に達するまで希望者を原則として常勤官職に再任用すること、年金支給開始年齢の段階的な引上げの時期ごとに段階的な定年の引上げも含め改めて検討を行うこと等を閣議決定
- 政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2017」（閣議決定）において、「公務員の定年の引上げについて、具体的な検討を進める」とし、関係行政機関による検討会で人事院の意見の申出も踏まえ検討した結果、定年を段階的に65歳に引き上げる方向で検討することが適当とし、論点を整理。平成30年2月、人事院に対し、論点整理を踏まえ定年の引上げについて検討要請
- 「経済財政運営と改革の基本方針2018」（閣議決定）においても、「公務員の定年を段階的に65歳に引き上げる方向で検討する」等としている

2 定年の引上げの必要性

- 少子高齢化が急速に進展し、若年労働力人口が減少。意欲と能力のある高齢者が活躍できる場を作っていくことが社会全体の重要な課題。民間では定年を引き上げる企業も一定数見られ、再雇用者の大多数はフルタイム勤務
- 公務では平成26年度以降、義務的再任用の実施等から、再任用職員は相当数増加。行政職(一)の再任用職員について、ポストは係長・主任級が約7割、勤務形態は短時間勤務の者が約8割。このまま再任用職員の割合が高まると、職員の能力及び経験を十分にいかしきれず、公務能率の低下が懸念。職員側も、無年金期間が拡大する中、生活への不安が高まるおそれ
- 複雑高度化する行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを維持していくためには、60歳を超える職員の能力及び経験を本格的に活用することが不可欠であり、定年を段階的に65歳に引き上げることが必要。これにより、採用から退職までの人事管理の一体性・連続性が確保され、雇用と年金の接続も確実に図られる
- 定年の引上げを円滑に進める観点からも引上げ開始前を含めフルタイム再任用拡大の取組が必要

3 定年の引上げに関する具体的措置

(1) 定年制度の見直し

- 一定の準備期間を確保しつつ定年を段階的に65歳に引き上げることとした上で、速やかに実施される必要
- 定年の段階的な引上げ期間中は、定年退職後、年金が満額支給される65歳までの間の雇用確保のため、現行の再任用制度（フルタイム・短時間）を存置
- 60歳以降の働き方等について、あらかじめ人事当局が職員の意向を聴取する仕組みを措置

(2) 役職定年制の導入

- 新陳代謝を確保し組織活力を維持するため、当分の間、役職定年制を導入
- 管理監督職員は、60歳に達した日後における最初の4月1日までに他の官職に降任又は転任（任用換）。任用換により公務の運営に著しい支障が生ずる場合には、例外的に、引き続き役職定年対象官職に留まること又は他の役職定年対象官職に任用することを可能とする制度を設定

(3) 定年前の再任用短時間勤務制の導入

- ・ 60歳以降の職員の多様な働き方を可能とするため、希望に基づき短時間勤務を可能とする制度を導入。新規採用や若年・中堅層職員の昇進の余地の確保、組織活力の維持にも資する
- ・ 短時間勤務職員が能力及び経験をいかすためには、それにふさわしい職務の整備や人事運用について検討が必要

(4) 60歳を超える職員の給与

- ・ 「賃金構造基本統計調査」では、民間（管理・事務・技術労働者（正社員））の60歳台前半層の年間給与水準は60歳前の約70%。「職種別民間給与実態調査」でも、定年延長企業のうち、60歳時点で給与減額を行っている事業所の60歳を超える従業員の年間給与水準は60歳前の7割台
- ・ これらの状況を踏まえ、60歳を超える職員の年間給与について、60歳前の7割水準に設定。役職定年により任用換えされた職員の年間給与は任用換前の5割から6割程度となる場合がある
- ・ 具体的には、60歳を超える職員の俸給月額が60歳前の70%の額とし、俸給月額の水準と関係する諸手当等は60歳前の7割を基本に手当額等を設定（扶養手当等の手当額は60歳前と同額）。また、役職定年により任用換えされた職員等の俸給は、任用換前の俸給月額の70%の額（ただし、その額は任用換後の職務の級の最高号俸の俸給月額を上限）
- ・ 60歳を超える職員の給与の引下げは、当分の間の措置とし、民間給与の動向等も踏まえ、60歳前の給与カーブも含めてその在り方を引き続き検討

※ 上記の諸制度について、定年の引上げが段階的に行われる間も、役職定年制等の運用状況、能力・実績に基づく人事管理の徹底の状況、職員の就労意識の変化等を踏まえ、新たな定年制度の運用の実情を逐次検証し、円滑な人事管理の確保等の観点から必要な見直しを検討

関連する給与制度についても、民間企業における定年制や高齢層従業員の給与の状況、職員の人員構成の変化が各府省の人事管理に与える影響等を踏まえ、必要な見直しを検討

4 定年の引上げに関連する取組

(1) 能力・実績に基づく人事管理の徹底等

- ・ 職員の在職期間を通じて能力・実績に基づく人事管理を徹底するなど人事管理全体を見直す必要。人事評価に基づく昇進管理の厳格化等を進める必要。人事院としても必要な検討を行う
- ・ 勤務実績が良くない職員等には降任や免職等の分限処分が適時厳正に行われるよう、人事評価の適正な運用の徹底が必要。人事院としても分限の必要な見直しと各府省への必要な支援を行う
- ・ 採用時から計画的に職員の能力を伸ばし多様な職務経験を付与するよう努めるほか、節目節目で職員の将来のキャリアプランに関する意向把握等が肝要

(2) 定年の引上げを円滑に行うため公務全体で取り組むべき施策

- ・ スタッフ職が必要な役割を適切に果たし得る執行体制の構築や複線型キャリアパスの確立に努めた上で、60歳を超える職員が能力及び経験をいかせる職務の更なる整備を検討
- ・ 定年の引上げ期間中も真に必要な規模の新規採用を計画的に継続できるよう措置
- ・ 職員の自主的な選択としての早期退職を支援するため、退職手当上の措置や高齢層職員の能力及び経験を公務外で活用する観点から必要な方策を検討

参 考 资 料

目 次

第1部 本市職員給与の実態

(ページ)

平成30年横浜市職員給与等実態調査の概要	39
第1表 給料表別・級別平均給与月額等	40
第2表 給料表別人員等	41
第3表 給料表別・年齢別平均給料月額等	60
第4表 扶養手当の支給状況	64
第5表 住居手当の支給状況	64
第6表 管理職手当の支給状況	65

第2部 民間給与の実態

(ページ)

平成30年職種別民間給与実態調査の概要	69
第7表 産業別・企業規模別抽出事業所数	69
第8表 企業規模別・職種別・学歴別給与月額等	70
第9表 民間における特別給の支給状況	78
第10表 民間における冬季賞与の配分状況	78
第11表 職種別・学歴別初任給	79
第12表 民間における扶養(家族)手当の支給状況	80
第13表 民間における給与改定の状況	81
第14表 民間における定期昇給の実施状況	81
第15表 対応級表	82
(参考) ラスパイレス方式による比較とは?	83

第3部 労働経済の動向

(ページ)

第16表 労働経済指標	86
-------------	----

第1部 本市職員給与の実態

平成 30 年横浜市職員給与等実態調査の概要

1 調査の目的及び時期

この調査は、平成 30 年 4 月 1 日を基準日として、本市職員の給与等の実態を把握することを目的として行ったものである。

2 調査対象

(1) 対象職員

一般職の職員のうち、行政職員、消防職員、教育職員、医療職員
(技能職員、企業局職員、休職者等を除く。)

※ 特定任期付職員（1 人）及び再任用職員については、データの集計には加えていない。

(2) 調査人員

32,312 人

3 調査事項

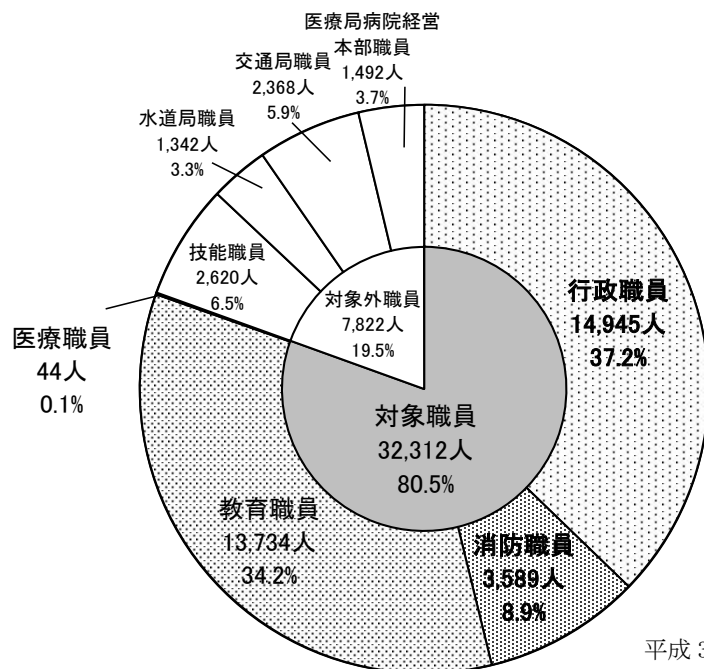
本市職員の適用給料表、級、号給、給料月額、給料の調整額、教職調整額、扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当、学歴、性別、年齢ほか

4 集 計

この調査の集計については、総務局しごと改革室 I C T 基盤管理課の協力を得た。

【職員数内訳】

全職員：40,134 人（100%）



平成 30 年 4 月現在

- (注) 1 特別職職員を除く。
2 構成比は、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、内訳の合計と一致しない。

第1表 給料表別・級別平均給与月額等

(その1) 行政職員給料表

級	職員数	平均給与月額						平均年齢	平均扶養 親族数	平均経験 年数
		計	給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当			
全	人 14,945	円 383,948	円 316,707	円 6,369	円 52,378	円 3,846	円 4,648	歳 40.7	人 0.65	年 17.6
1	2,915	236,129	195,671	673	31,391	8,394	0	26.2	0.07	3.7
2	4,305	328,751	273,398	4,601	44,358	6,394	0	35.6	0.53	12.2
3	3,912	439,749	371,277	7,644	60,577	251	0	50.0	0.74	27.8
4	2,081	440,445	366,914	11,032	60,444	2,055	0	44.6	1.16	21.4
5	552	475,677	398,011	11,846	65,577	243	0	48.7	1.18	25.7
6	919	592,696	452,345	12,107	81,724	86	46,434	52.1	1.13	26.5
7	198	702,476	502,145	11,626	96,887	45	91,773	56.7	1.04	32.6
8	63	814,444	555,708	9,452	112,325	86	136,873	58.1	0.87	34.8

(その2) 消防職員給料表

級	職員数	平均給与月額						平均年齢	平均扶養 親族数	平均経験 年数
		計	給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当			
全	人 3,589	円 377,303	円 307,956	円 12,718	円 51,598	円 3,214	円 1,817	歳 39.8	人 1.26	年 18.9
1	738	232,090	192,324	1,366	30,990	7,410	0	24.2	0.15	3.5
2	953	325,044	264,056	11,358	44,066	5,564	0	32.8	1.29	10.9
3	1,510	446,733	366,797	17,947	61,559	430	0	49.2	1.70	29.1
4	195	460,166	378,004	18,226	63,397	539	0	46.1	1.82	25.0
5	85	485,598	401,612	16,971	66,973	42	0	51.4	1.61	30.4
6	83	601,882	450,935	16,952	83,012	43	50,940	54.3	1.47	33.0
7	25	702,382	501,440	12,340	96,870	72	91,660	56.8	1.08	34.6

(その3) 教育職員給料表

級	職員数	平均給与月額						平均年齢	平均扶養 親族数	平均経験 年数
		計	給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当			
全	人 13,734	円 413,253	円 343,441	円 5,673	円 54,820	円 6,104	円 3,215	歳 39.9	人 0.59	年 16.6
1	2	352,447	272,584	31,250	48,613	0	0	37.6	3.50	16.2
2	10,935	385,825	323,003	4,601	50,999	7,222	0	37.1	0.50	13.7
3	1,867	490,992	413,751	9,421	65,676	2,144	0	49.3	0.97	26.0
4	523	562,672	433,943	11,879	75,538	1,278	40,034	53.1	1.09	29.7
5	407	601,887	454,094	9,195	81,076	480	57,042	56.9	0.77	33.9

(その4) 医療職員給料表

級	職員数	平均給与月額						平均年齢	平均扶養 親族数	平均経験 年数
		計	給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当			
全	人 44	円 647,632	円 477,650	円 11,557	円 89,060	円 1,945	円 67,420	歳 51.0	人 1.07	年 24.8
1	4	350,491	289,475	0	46,316	14,700	0	31.5	0.00	3.9
2	3	501,254	412,633	13,333	68,155	7,133	0	38.4	1.33	12.4
3	12	600,918	456,825	11,625	82,885	0	49,583	48.9	1.08	22.8
4	21	722,975	519,748	14,071	99,685	257	89,214	55.8	1.29	30.0
5	4	799,153	556,050	8,375	110,228	0	124,500	60.7	0.75	34.3

(その5) 全給料表

級	職員数	平均給与月額						平均年齢	平均扶養 親族数	平均経験 年数
		計	給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当			
全	人 32,312	円 396,025	円 327,317	円 6,786	円 53,379	円 4,733	円 3,810	歳 40.3	人 0.70	年 17.4

(注) 給料には、「給料の調整額」、「教職調整額」及び「切替に伴う差額」を含む。

第2表 給料表別人員等

(その1) 給料表別・学歴別・性別人員

給料表	職員数	学歴別人員				性別人員	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
行政職員	人 (%) 14,945 (46.3)	人 (%) 11,503 (77.0)	人 (%) 1,305 (8.7)	人 (%) 2,121 (14.2)	人 (%) 16 (0.1)	人 (%) 8,031 (53.7)	人 (%) 6,914 (46.3)
消防職員	3,589 (11.1)	1,375 (38.3)	52 (1.4)	2,162 (60.2)	0 (0.0)	3,467 (96.6)	122 (3.4)
教育職員	13,734 (42.5)	13,041 (95.0)	679 (4.9)	14 (0.1)	0 (0.0)	5,922 (43.1)	7,812 (56.9)
医療職員	44 (0.1)	44 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	25 (56.8)	19 (43.2)
計	32,312 (100.0)	25,963 (80.4)	2,036 (6.3)	4,297 (13.3)	16 (0.0)	17,445 (54.0)	14,867 (46.0)

(注) 1 () 内の数字は、構成比である。

2 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない。

(その2) 行政職員給料表の級別・号給別給料月額・人員

級 号給	1級 (職員Ⅰ)		2級 (職員Ⅱ)		3級 (職員Ⅲ)		4級 (係長職)		5級 (課長補佐職)	
	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員
全	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
	-	2,915	-	4,305	-	3,912	-	2,081	-	552
1	124,600		196,200		219,900		240,000		265,000	
2	125,700		198,300		221,800		242,200		267,200	
3	126,800		200,400		223,700		244,300		269,500	
4	127,800		202,600		225,700		246,500		271,700	
5	128,700		204,700		227,800		248,700		273,900	
6	129,700		206,700		229,900		250,900		276,000	
7	130,700		208,600		232,000		253,000		278,100	
8	131,800		210,400		234,100		255,100		280,200	
9	132,800		212,200		236,100		257,200		282,300	
10	133,900		214,100		238,100		259,300		284,400	
11	135,000		216,100		240,100		261,400		286,600	
12	136,100		218,000		242,100		263,600		288,800	
13	137,200		219,900		244,200		265,800		291,000	
14	138,200		221,900	2	246,200		267,900		293,200	
15	139,200		223,900	3	248,200		270,000		295,300	
16	140,300		225,800	5	250,100		272,100		297,400	
17	141,400		227,700	225	252,000		274,300	10	299,500	
18	142,500		229,700	62	253,900		276,500	5	301,700	
19	143,600		231,700	66	255,800		278,700	2	303,800	
20	144,600		233,800	36	257,800		281,000	1	305,800	
21	145,700	15	235,800	267	259,800		283,200	30	307,900	
22	146,900		237,700	60	261,800		285,300	5	310,000	
23	148,100	15	239,600	75	263,900		287,400	2	312,200	
24	149,300		241,500	46	265,900		289,600	7	314,400	
25	150,600	22	243,400	272	267,900		291,700	12	316,700	
26	152,300	17	245,300	46	270,000		293,900	3	318,900	
27	154,000	15	247,100	72	272,100		296,000	20	321,200	
28	155,700	3	249,000	44	274,200		298,000	5	323,500	
29	157,400	42	250,800	143	276,200		300,000	20	325,900	
30	159,300	18	252,700	38	278,100		302,100	3	328,200	
31	161,400	15	254,700	145	280,100		304,200	22	330,500	
32	163,500	1	256,600	53	282,100		306,300	4	332,800	
33	165,700	23	258,600	95	284,100		308,400	22	335,100	
34	168,000	21	260,500	43	286,100		310,600	8	337,300	
35	170,300	6	262,400	131	288,100		312,800	25	339,500	
36	172,600	3	264,300	46	290,100		315,100	4	341,600	
37	174,900	328	266,200	116	292,100		317,300	33	343,700	
38	176,600	28	268,200	43	294,100		319,600	5	345,700	
39	178,200	16	270,100	103	296,100	1	321,900	15	347,800	
40	179,800	6	272,000	39	298,100		324,200	8	349,800	
41	181,500	340	273,800	115	300,100	1	326,500	28	351,700	
42	183,300	32	275,700	50	302,200		328,900	12	353,700	
43	185,200	25	277,700	93	304,400		331,200	22	355,700	
44	187,100	12	279,600	43	306,600	1	333,500	10	357,600	
45	189,000	282	281,400	92	308,700		335,700	32	359,500	
46	190,800	36	283,200	45	310,900		337,900	11	361,300	
47	192,600	39	285,100	81	313,100		340,100	26	363,000	
48	194,500	36	286,900	39	315,300		342,300	4	364,700	
49	196,500	319	288,700	90	317,400		344,400	27	366,300	1
50	198,600	48	290,500	28	319,600		346,400	10	367,800	
51	200,800	54	292,400	82	321,700	1	348,400	32	369,200	2
52	203,000	52	294,300	45	323,800		350,400	12	370,700	3

6級 (課長職)		7級 (部長職)		8級 (局区長職)	
給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員
円	人	円	人	円	人
-	919	-	198	-	63
318,100		456,200	1	543,500	21
320,800		459,200		545,800	
323,600		462,300	1	548,100	10
326,400	1	465,300	1	550,400	1
329,100	1	468,400		552,600	8
331,800		471,500		554,700	
334,500		474,500		556,700	2
337,300		477,400	1	558,700	
340,000		480,200		560,700	4
342,700		482,600		562,700	1
345,400		484,900		564,600	2
348,200		487,100		566,400	2
351,000		489,300		568,300	1
353,700		490,700	1	570,100	
356,500	1	492,100	5	571,900	2
359,300		493,500	7	573,700	
362,100		494,900	7	575,400	1
364,900		496,200	13	577,000	
367,600		497,500	12	578,500	
370,300		498,800	15	579,900	1
373,100		499,800	13	581,300	1
375,800		500,800	15	582,600	1
378,600		501,700	15	583,900	1
381,400		502,500	9	585,100	
384,100		503,300	5	586,300	2
386,900		504,100	7	587,600	2
389,700		504,900	8	588,800	
392,500		505,800	9	590,100	
395,200	1	506,600	6	591,300	
397,900		507,400	7	592,500	
400,500	1	508,200	4	593,700	
403,100		509,000	4	595,000	
405,700		509,800	4	596,200	
408,200		510,600	5	597,400	
410,700		511,400	6	598,700	
413,200	2	512,300	2	599,900	
415,700	1	513,100	3	601,100	
418,100	1	513,900	2	602,300	
420,600	1	514,800	1	603,500	
423,100	4	515,700	2	604,800	
425,500	3	516,500	1	606,000	
427,700	9	517,300		607,200	
429,900	8	518,200	2	608,400	
432,000	8	519,100	1	609,700	
434,100	16	519,900		610,900	
436,100	30	520,700	2	612,100	
438,000	30	521,500		613,300	
439,800	25	522,400		614,500	
441,500	28	523,200		615,700	
443,200	38	524,000		616,900	
444,800	35	524,800	1	618,100	
446,300	23	525,700		619,300	

級 号給	1 級 (職員 I)		2 級 (職員 II)		3 級 (職員 III)		4 級 (係長職)		5 級 (課長補佐職)	
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
53	205,100	207	296,200	67	326,000	5	352,400	30	372,100	3
54	207,100	69	298,100	45	328,100	3	354,400	12	373,400	
55	209,000	63	300,000	85	330,100	7	356,300	31	374,700	2
56	210,900	46	301,800	37	332,100		358,100	13	376,000	2
57	212,700	283	303,700	76	334,000	6	359,800	39	377,300	4
58	214,700	65	305,700	45	336,000	4	361,200	13	378,500	2
59	216,800	83	307,700	84	337,900	8	362,700	47	379,700	10
60	218,900	33	309,600	27	339,800	6	364,100	7	380,800	4
61	220,900	27	311,400	70	341,700	23	365,500	32	381,800	5
62	223,000	12	313,100	45	343,500	11	366,800	11	382,800	5
63	225,100	14	314,800	68	345,200	26	368,000	30	383,800	4
64	227,100	3	316,400	34	346,900	22	369,200	16	384,700	7
65	229,000	15	318,100	73	348,500	31	370,300	32	385,600	5
66	231,000	14	319,400	41	350,000	40	371,300	14	386,400	8
67	233,100	9	320,600	52	351,400	30	372,300	38	387,100	12
68	235,300	5	321,900	34	352,800	43	373,200	15	387,800	8
69	237,400	14	323,100	45	354,100	78	374,000	37	388,500	8
70	239,400	1	324,300	38	355,400	55	374,800	13	389,100	7
71	241,300	3	325,400	29	356,700	61	375,600	34	389,700	12
72	243,300	2	326,500	36	357,900	43	376,300	10	390,400	9
73	245,300	9	327,500	28	359,000	50	377,000	27	391,100	17
74	247,200	2	328,600	26	360,000	57	377,700	13	391,700	8
75	249,100	3	329,800	27	360,900	54	378,300	38	392,300	7
76	251,000		330,900	19	361,800	38	378,800	17	392,800	4
77	252,900	6	331,900	14	362,700	52	379,300	20	393,400	4
78	254,900	2	332,800	23	363,500	38	379,800	21	393,900	5
79	256,900	3	333,700	6	364,200	45	380,300	21	394,400	7
80	258,900	1	334,500	6	364,800	43	380,700	11	394,900	5
81	260,800	3	335,200	4	365,400	38	381,100	13	395,400	7
82	262,800	1	335,900	3	366,100	41	381,600	9	395,800	9
83	264,800	1	336,600	5	366,700	54	382,000	19	396,300	10
84	266,700		337,200	3	367,300	51	382,400	20	396,700	4
85	268,600	2	337,800	3	367,800	48	382,700	26	397,100	1
86	270,600	2	338,400	7	368,200	33	383,100	9	397,600	9
87	272,600	4	339,000		368,600	59	383,500	21	398,000	9
88	274,600		339,600	3	369,000	30	383,900	30	398,400	9
89	276,500	3	340,100	3	369,400	48	384,300	16	398,800	11
90	278,500		340,600	3	369,800	43	384,800	21	399,200	7
91	280,400	3	341,100	4	370,200	53	385,200	18	399,700	14
92	282,300		341,600	2	370,500	43	385,600	13	400,100	12
93	284,200	1	342,200	2	370,900	88	385,900	23	400,500	15
94	285,000	2	342,700		371,300	36	386,300	21	401,000	13
95	285,700	2	343,100		371,700	93	386,700	33	401,400	15
96	286,300		343,600	1	372,100	49	387,100	13	401,800	12
97	286,800		344,100	1	372,400	93	387,500	31	402,200	7
98	287,300		344,600		372,800	44	387,900	23	402,600	7
99	287,800	6	345,100	1	373,100	83	388,400	23	403,100	11
100	288,300		345,600		373,500	49	388,800	18	403,500	14
101	288,700	2	346,000		373,800	70	389,200	28	403,900	15
102	289,100		346,300		374,200	40	389,600	24	404,400	14
103	289,500	6	346,600	1	374,500	80	390,000	19	404,800	12
104	289,900		346,900		374,900	74	390,400	19	405,200	12

6級 (課長職)		7級 (部長職)		8級 (局区長職)	
円	人	円	人	円	人
447,700	33	526,600		620,600	
449,000	30	527,400		621,800	
450,200	33	528,200		623,000	
451,300	20	529,100		624,300	
452,300	35	530,000		625,500	
453,200	23	530,800			
454,100	23	531,600			
454,900	19	532,400			
455,600	30	533,300			
456,300	23				
457,000	22				
457,700	30				
458,300	29				
458,900	27				
459,600	22				
460,300	24				
461,000	17				
461,600	19				
462,300	15				
463,000	22				
463,600	11				
464,200	13				
464,900	16				
465,600	10				
466,200	22				
466,900	11				
467,600	15				
468,200	9				
468,800	9				
469,500	8				
470,200	7				
470,800	9				
471,400	5				
472,000	5				
472,700	1				
473,400					
474,000	1				
474,700	1				
475,400	1				
476,000	1				
476,600					
477,300	1				
478,000					
478,700					
479,300					
480,000					
480,700					
481,300					
481,900					
482,600					
483,300					
483,900					

級 号給	1級 (職員Ⅰ)		2級 (職員Ⅱ)		3級 (職員Ⅲ)		4級 (係長職)		5級 (課長補佐職)	
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
105	290,300	1	347,200		375,200	59	390,800	19	405,600	11
106	290,700				375,600	75	391,300	19	406,100	14
107	291,100	1			376,000	34	391,800	13	406,500	6
108	291,400				376,300	69	392,200	27	406,900	10
109	291,700	1			376,600	41	392,500	17	407,300	9
110	292,000		377,000	72	392,900	34	407,800	8		
111	292,300		377,400	52	393,400	14	408,200	10		
112	292,600		377,700	76	393,800	18	408,600	8		
113	293,000	11			378,100	51	394,200	27	409,000	8
114					378,500	109	394,700	28	409,400	10
115					378,900	55	395,100	19	409,900	7
116					379,200	75	395,500	33	410,300	2
117					379,600	100	395,800	31	410,700	4
118					380,000	97	396,200	21	411,100	3
119					380,400	82	396,700	35	411,600	5
120					380,700	80	397,100	22	412,000	2
121					381,100	97	397,500	14	412,400	1
122					381,500	86	398,000	13	412,900	1
123					381,800	68	398,400	7	413,400	2
124					382,200	65	398,800	11	413,800	
125					382,500	51	399,100	1	414,200	
126					382,900	43	399,500	6	414,600	
127					383,300	31	400,000	10	415,100	1
128					383,600	34	400,400	3	415,500	
129					384,000	24	400,800	3	415,900	
130					384,400	14	401,300	1	416,400	
131					384,700	6	401,800	2	416,800	
132					385,000	3	402,200		417,200	
133					385,300	40	402,500	1	417,600	
134							402,900		418,100	
135							403,400		418,600	
136							403,800		419,000	
137							404,200	1	419,400	
138							404,700		419,800	1
139							405,200		420,200	
140							405,600		420,600	
141							406,000		421,000	
142							406,500			
143							406,900			
144							407,300			
145							407,700			
146							408,200			
147							408,700	1		
148							409,100			
149							409,500	1		

(参考)

再任用	183,300		210,400	1	246,500	627	263,200	44	284,500	
-----	---------	--	---------	---	---------	-----	---------	----	---------	--

(注) 表中の太線は各級の最高号給を表す。(以下第2表の各表において同じ。)

6 級 (課長職)		7 級 (部長職)		8 級 (局区長職)	
円	人				
484,600					
485,200					
485,900					
486,500					
487,200					
487,900					
488,500					
489,100					
489,800					
490,500					
491,100					
491,700					
492,400					
493,100					
493,800					
494,400					
495,000					
316,600	22	352,500	1	385,600	3

(その3) 消防職員給料表の級別・号給別給料月額・人員

級 号給	1級 (消防士)		2級 (消防士長)		3級 (消防司令補等)		4級 (係長職)		5級 (課長補佐職)	
	給料月額 円	人員 人	給料月額 円	人員 人	給料月額 円	人員 人	給料月額 円	人員 人	給料月額 円	人員 人
全	-	738	-	953	-	1,510	-	195	-	85
1	153,200		178,200		211,900		240,000		265,000	
2	153,900		180,000		213,900		242,200		267,200	
3	154,500		181,800		215,900		244,300		269,500	
4	155,100		183,600		217,900		246,500		271,700	
5	155,600		185,400		219,900		248,700		273,900	
6	156,600		187,300	2	221,800	1	250,900		276,000	
7	157,600		189,200		223,700		253,000		278,100	
8	158,600		191,100		225,700		255,100		280,200	
9	159,500		193,000		227,800		257,200		282,300	
10	160,100	13	195,000	4	229,900		259,300		284,400	
11	160,900		197,000		232,000		261,400		286,600	
12	161,600	23	199,000	1	234,100		263,600		288,800	
13	162,300		201,100		236,100		265,800		291,000	
14	163,200	19	203,100	9	238,100	2	267,900		293,200	
15	164,100	17	205,000	3	240,100	2	270,000		295,300	
16	165,000	21	206,900	2	242,100	3	272,100		297,400	
17	166,100	3	208,900	1	244,200		274,300		299,500	
18	168,100	40	210,900	16	246,200	1	276,500		301,700	
19	170,200	18	212,900	5	248,200	1	278,700		303,800	
20	172,300	17	214,900	16	250,100	3	281,000		305,800	
21	174,200	3	216,900	3	252,000		283,200	1	307,900	
22	176,100	34	218,900	33	253,900	3	285,300		310,000	
23	178,000	24	220,800	13	255,800		287,400		312,200	
24	179,900	12	222,700	8	257,800		289,600		314,400	
25	181,900	2	224,600	8	259,700	2	291,700		316,700	
26	184,000	89	226,500	36	261,800	3	293,900		318,900	
27	186,000	16	228,500	8	263,900	1	296,000		321,200	
28	187,800	14	230,500	16	265,900	4	298,000		323,500	
29	189,600	2	232,500	7	267,900	1	300,000	1	325,900	
30	191,600	48	234,500	41	270,000	4	302,100	1	328,200	
31	193,500	11	236,500	12	272,100	3	304,200	1	330,500	
32	195,300	10	238,500	22	274,200	2	306,300		332,800	
33	197,200	3	240,500	11	276,200		308,400		335,100	
34	199,400	47	242,500	47	278,100	1	310,600	1	337,300	
35	201,500	11	244,400	19	280,100	3	312,800		339,500	
36	203,600	15	246,300	21	282,100	6	315,100		341,600	
37	205,700	3	248,200	11	284,100		317,300	1	343,700	
38	207,700	61	250,100	34	286,100	3	319,600	1	345,700	
39	209,600	14	252,100	9	288,100	4	321,900		347,800	
40	211,400	19	254,100	23	290,100	4	324,200	2	349,800	
41	213,300	5	256,000	10	292,100	1	326,500		351,700	
42	215,300	34	258,000	25	294,100	3	328,900	1	353,700	
43	217,400	12	260,100	15	296,100	2	331,200	2	355,700	
44	219,400	7	262,100	21	298,100	5	333,500		357,600	
45	221,400	5	264,100	16	300,100	1	335,700	1	359,500	
46	223,300	15	266,200	35	302,200	3	337,900	3	361,300	
47	225,300	11	268,200	13	304,400		340,100	1	363,000	
48	227,300	5	270,300	36	306,600	9	342,300		364,700	
49	229,300	1	272,300	4	308,700	6	344,400	1	366,300	
50	231,400	6	274,400	8	310,900	5	346,400	3	367,800	
51	233,500	2	276,400	8	313,100	2	348,400	3	369,200	
52	235,600	2	278,400	14	315,300	7	350,400	4	370,700	

6 級 (課長職)		7 級 (部長職)	
給料月額	人員	給料月額	人員
円	人	円	人
-	83	-	25
318,100		456,200	
320,800		459,200	
323,600		462,300	
326,400		465,300	
329,100		468,400	
331,800		471,500	
334,500		474,500	
337,300		477,400	
340,000		480,200	
342,700		482,600	
345,400		484,900	
348,200		487,100	
351,000		489,300	
353,700		490,700	
356,500		492,100	4
359,300		493,500	
362,100		494,900	
364,900		496,200	3
367,600		497,500	2
370,300		498,800	1
373,100		499,800	1
375,800		500,800	1
378,600		501,700	3
381,400		502,500	
384,100		503,300	
386,900		504,100	2
389,700		504,900	1
392,500		505,800	2
395,200		506,600	
397,900		507,400	
400,500		508,200	1
403,100		509,000	1
405,700		509,800	
408,200		510,600	1
410,700		511,400	
413,200		512,300	
415,700		513,100	1
418,100		513,900	1
420,600		514,800	
423,100	1	515,700	
425,500		516,500	
427,700		517,300	
429,900	1	518,200	
432,000		519,100	
434,100		519,900	
436,100	2	520,700	
438,000	2	521,500	
439,800	4	522,400	
441,500	8	523,200	
443,200	5	524,000	
444,800	2	524,800	
446,300	5	525,700	

級 号給	1級 (消防士)		2級 (消防士長)		3級 (消防司令補等)		4級 (係長職)		5級 (課長補佐職)	
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
53	237,700	2	280,500	16	317,400	6	352,400	3	372,100	
54	239,700	7	282,500	18	319,600	9	354,400	2	373,400	1
55	241,600	2	284,500	8	321,700	2	356,300		374,700	
56	243,500	1	286,500	15	323,800	3	358,100	2	376,000	
57	245,500		288,500	7	326,000	6	359,800	1	377,300	
58	247,500	1	290,500	14	328,100	11	361,200	3	378,500	1
59	249,400	1	292,500	8	330,100	5	362,700	2	379,700	1
60	251,200	5	294,400	19	332,100	6	364,100	6	380,800	
61	253,100		296,300	12	334,000	2	365,500		381,800	1
62	255,000	1	298,300	16	336,000	8	366,800	4	382,800	1
63	256,900		300,300	10	337,900	3	368,000		383,800	
64	258,900	1	302,200	12	339,800	9	369,200	2	384,700	
65	260,800		304,200	6	341,700	2	370,300		385,600	
66	262,800		306,300	9	343,500	11	371,300	2	386,400	1
67	264,800		308,300	8	345,200	5	372,300	1	387,100	1
68	266,800		310,300	8	346,900	6	373,200	3	387,800	1
69	268,800		312,200	8	348,500	3	374,000	2	388,500	
70	270,800		314,100	12	350,000	8	374,800	1	389,100	
71	272,800	1	316,000	11	351,400	7	375,600	1	389,700	
72	274,800		318,000	14	352,800	4	376,300	2	390,400	1
73	276,700	1	320,000	2	354,100	5	377,000	2	391,100	2
74	278,700		321,900	8	355,400	6	377,700	3	391,700	2
75	280,600		323,700	6	356,700	10	378,300	2	392,300	3
76	282,500		325,500	5	357,900	4	378,800	1	392,800	
77	284,300		327,200	5	359,000	7	379,300	1	393,400	1
78	285,100		328,800	7	360,000	10	379,800	1	393,900	
79	285,800		330,400	4	360,900	14	380,300	1	394,400	
80	286,500		331,900	3	361,800	5	380,700	1	394,900	
81	287,100		333,400	4	362,700	14	381,100		395,400	2
82	287,800		334,900	4	363,500	9	381,600		395,800	
83	288,600		336,400	9	364,200	10	382,000	2	396,300	1
84	289,400		337,800	2	364,800	7	382,400		396,700	1
85	290,100		339,200	3	365,400	18	382,700		397,100	
86	290,900		340,500		366,100	2	383,100		397,600	
87	291,600		341,800	1	366,700	29	383,500	2	398,000	
88	292,200		343,100		367,300	12	383,900	2	398,400	
89	292,800		344,300	1	367,800	24	384,300	2	398,800	2
90	293,500		345,200	1	368,200	5	384,800	1	399,200	2
91	294,200		346,100		368,600	30	385,200	3	399,700	1
92	294,900		346,900		369,000	18	385,600	1	400,100	
93	295,500		347,600	1	369,400	21	385,900	4	400,500	4
94	296,000		348,300		369,800	11	386,300	1	401,000	
95	296,400	1	348,900		370,200	26	386,700	2	401,400	
96	296,700		349,400		370,500	13	387,100	2	401,800	1
97	297,000		349,900		370,900	21	387,500	5	402,200	
98	297,300		350,700		371,300	15	387,900	2	402,600	1
99	297,600		351,600		371,700	22	388,400	1	403,100	1
100	297,900		352,400	1	372,100	5	388,800	2	403,500	
101	298,300		353,200	1	372,400	26	389,200	5	403,900	1
102	298,600		353,900		372,800	8	389,600	1	404,400	3
103	298,900		354,600		373,100	17	390,000	2	404,800	3
104	299,200		355,300		373,500	6	390,400		405,200	2

6 級 (課長職)		7 級 (部長職)	
円	人	円	人
447,700	1	526,600	
449,000	2	527,400	
450,200	3	528,200	
451,300	1	529,100	
452,300	6	530,000	
453,200	4	530,800	
454,100	1	531,600	
454,900	4	532,400	
455,600	4	533,300	
456,300	3		
457,000	2		
457,700	3		
458,300	2		
458,900	2		
459,600	3		
460,300	2		
461,000	2		
461,600			
462,300	1		
463,000	1		
463,600	1		
464,200	2		
464,900	1		
465,600			
466,200			
466,900	2		
467,600			
468,200			
468,800			
469,500			
470,200			
470,800			
471,400			
472,000			
472,700			
473,400			
474,000			
474,700			
475,400			
476,000			
476,600			
477,300			
478,000			
478,700			
479,300			
480,000			
480,700			
481,300			
481,900			
482,600			
483,300			
483,900			

級 号給	1級 (消防士)		2級 (消防士長)		3級 (消防司令補等)		4級 (係長職)		5級 (課長補佐職)	
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
105	299,600		356,000	2	373,800	15	390,800	2	405,600	3
106	299,900		356,700		374,200	5	391,300	1	406,100	8
107	300,200		357,400		374,500	19	391,800	3	406,500	3
108	300,500		358,000	1	374,900	2	392,200	1	406,900	6
109	300,900		358,600		375,200	22	392,500	6	407,300	4
110	301,200		359,300		375,600	7	392,900		407,800	6
111	301,500		360,000		376,000	19	393,400	3	408,200	3
112	301,800		360,600		376,300	13	393,800		408,600	2
113	302,200		361,200		376,600	10	394,200	5	409,000	2
114			361,700	1	377,000	7	394,700	2	409,400	2
115			362,200		377,400	17	395,100	5	409,900	1
116			362,800		377,700	11	395,500	2	410,300	2
117			363,500	4	378,100	20	395,800	6	410,700	1
118					378,500	31	396,200	9	411,100	
119					378,900	38	396,700	6	411,600	
120					379,200	46	397,100	5	412,000	
121					379,600	54	397,500	3	412,400	
122					380,000	68	398,000	7	412,900	
123					380,400	40	398,400	2	413,400	
124					380,700	57	398,800	3	413,800	
125					381,100	43	399,100	3	414,200	
126					381,500	58	399,500		414,600	
127					381,800	46	400,000	2	415,100	
128					382,200	46	400,400	1	415,500	
129					382,500	27	400,800	1	415,900	
130					382,900	46	401,300		416,400	
131					383,300	27	401,800		416,800	
132					383,600	20	402,200		417,200	
133					384,000	16	402,500		417,600	
134					384,400	14	402,900		418,100	
135					384,700	3	403,400		418,600	
136					385,000	6	403,800		419,000	
137					385,300	10	404,200		419,400	
138							404,700		419,800	
139							405,200		420,200	
140							405,600		420,600	
141							406,000		421,000	
142							406,500			
143							406,900			
144							407,300			
145							407,700			
146							408,200			
147							408,700			
148							409,100			
149							409,500			
(参考)										
再任用	183,300		210,400		246,500	154	263,200		284,500	

(その4) 教育職員給料表の級別・号給別給料月額・人員

級 号給	1級 (実習助手等)		2級 (教諭等)		3級 (主幹教諭)		4級 (教頭)		5級 (校長等)	
	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員
全	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
	-	2	-	10,935	-	1,867	-	523	-	407
1	152,300		167,800		245,100		293,600		401,800	
2	153,700		169,900		247,500		296,200		403,300	
3	155,200		172,000		250,000		299,100		404,800	
4	156,700		174,100		252,200		301,500		406,300	2
5	158,300		176,100		254,900		304,000		407,700	
6	160,200		178,200		257,200		306,400		409,100	
7	162,000		180,400	1	259,400		308,700		410,600	1
8	163,700		182,600		261,500		311,000		412,100	
9	165,500		184,800		263,700		313,400		413,500	
10	167,600		187,600		265,900		316,000		414,900	
11	169,500		190,200	1	268,000		318,700		416,300	
12	171,500		192,900		270,000		321,500		417,600	
13	173,400		195,700		272,200		324,000		418,900	
14	175,600		197,400	1	274,200		326,000		420,300	
15	177,800		199,000	1	276,100		328,000		421,600	
16	179,900		200,700		278,000		330,200		423,000	
17	182,200		202,500	279	279,800		332,400		424,200	
18	184,700		204,100	1	282,100		334,600		425,500	
19	187,200		205,800	40	284,400	1	336,900		426,700	
20	189,600		207,400	5	286,800		339,000		428,000	
21	192,100		209,100	271	288,900		341,100		429,100	
22	193,700		211,000	2	291,400		343,200		430,300	
23	195,400		212,900	46	293,600		345,400		431,500	
24	197,100		214,700	6	296,300		347,500		432,800	
25	198,600		216,400	314	298,600		349,400		434,100	
26	200,200		218,400	5	301,000		351,300		435,300	1
27	201,900		220,300	60	303,400		353,300		436,300	
28	203,500		222,300	12	305,700		355,300		437,400	
29	204,900		224,200	321	307,900	1	357,200		438,700	2
30	206,600		226,800	4	310,100		359,000		439,800	3
31	208,300		229,500	76	312,200		360,600		440,900	
32	209,900		232,100	30	314,300		362,500		442,000	1
33	211,500		234,700	372	316,500	3	364,100		443,200	
34	213,300		237,400	28	318,500	5	365,800		444,100	4
35	215,000		240,000	81	320,700		367,500		445,000	1
36	216,800		242,600	30	322,700	3	369,200		445,700	3
37	218,400		245,100	290	324,700	4	371,100		446,500	9
38	220,100		247,500	47	326,800	4	372,600		447,300	14
39	221,900		250,000	106	328,900	3	374,100		448,100	16
40	223,700		252,200	42	331,100	6	375,700		448,900	13
41	225,300		254,900	284	333,000	4	376,900		449,800	33
42	227,000		257,200	84	335,100	4	378,300		450,500	34
43	228,600		259,400	104	337,200	3	379,600		451,300	41
44	230,100		261,500	46	339,300	5	381,100		452,100	29
45	231,700		263,700	186	341,200	4	382,600		453,000	31
46	233,100		265,900	70	343,100	4	384,200	1	453,800	24
47	234,400		268,000	155	345,100	7	385,800		454,600	26
48	235,500		270,000	56	347,100	8	387,300	1	455,400	14
49	237,000		272,200	183	348,700	9	388,700	1	456,300	13
50	238,500		274,200	94	350,600	7	390,100		457,100	9
51	239,700		276,100	139	352,400	15	391,600		457,900	9
52	241,100		278,000	61	354,200	10	393,000		458,700	13

級 号給	1級 (実習助手等)		2級 (教諭等)		3級 (主幹教諭)		4級 (教頭)		5級 (校長等)	
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
53	242,300		279,800	129	356,100	13	394,200		459,600	9
54	243,500		282,100	101	357,800	13	395,500	2	460,400	5
55	244,900		284,400	132	359,400	12	396,600		461,100	7
56	245,900		286,800	60	361,000	15	397,700		461,900	9
57	247,200	1	288,900	118	362,500	19	399,000		462,800	31
58	248,300		291,400	91	364,000	23	400,200	3		
59	249,400		293,600	139	365,400	19	401,400	1		
60	250,500		296,300	67	366,800	18	402,700	1		
61	251,800		298,600	128	367,900	16	403,900			
62	253,100		301,000	99	369,200	23	404,900	1		
63	254,500		303,400	148	370,600	19	406,300	1		
64	255,600		305,700	90	371,900	17	407,600	1		
65	256,900		307,900	143	373,200	28	408,700	2		
66	258,400		310,100	95	374,400	22	409,800	2		
67	259,900		312,200	96	375,600	21	411,000	2		
68	261,500		314,300	89	376,900	20	412,100	3		
69	263,000		316,500	119	378,200	22	413,100	1		
70	264,400		318,500	87	379,300	20	414,100	5		
71	265,800		320,700	113	380,500	23	415,100	4		
72	267,100		322,700	80	381,700	16	416,100	3		
73	268,200		324,700	92	383,100	24	417,100	4		
74	269,600		326,800	101	384,100	18	417,800	2		
75	271,000		328,900	102	385,100	22	418,400	5		
76	272,100		331,100	78	386,100	29	419,100	3		
77	273,500		332,900	105	387,000	24	419,800	3		
78	274,700		334,700	94	388,000	21	420,500	6		
79	275,900		336,600	102	389,100	19	421,200	4		
80	277,000	1	338,300	93	390,100	21	421,900	5		
81	278,100		340,100	111	390,800	21	422,700	3		
82	279,300		341,900	87	391,700	23	423,400	5		
83	280,500		343,400	108	392,600	18	424,100	5		
84	281,600		345,200	111	393,500	21	424,800	10		
85	282,800		346,500	97	394,300	14	425,400	7		
86	283,900		348,100	89	395,100	15	425,900	4		
87	285,000		349,500	98	395,900	16	426,500	8		
88	286,200		351,000	90	396,700	19	427,200	3		
89	287,300		352,400	111	397,300	10	427,900	10		
90	288,400		353,700	83	398,000	16	428,400	11		
91	289,600		355,000	73	398,700	16	429,100	12		
92	290,800		356,400	81	399,400	22	429,600	8		
93	291,500		357,900	79	400,000	13	430,000	5		
94	292,400		359,100	59	400,700	16	430,600	7		
95	293,500		360,400	67	401,400	18	431,200	6		
96	294,700		361,600	60	402,200	11	431,800	6		
97	295,700		362,600	73	402,900	12	432,200	14		
98	296,800		363,600	69	403,700	23	432,800	12		
99	297,700		364,500	72	404,500	29	433,400	8		
100	298,800		365,500	65	405,300	14	434,000	8		
101	299,700		366,400	55	405,800	24	434,400	9		
102	300,800		367,400	59	406,500	12	435,000	6		
103	301,900		368,400	55	407,200	20	435,600	11		
104	302,800		369,300	56	407,900	12	436,200	16		

級 号給	1級 (実習助手等)		2級 (教諭等)		3級 (主幹教諭)		4級 (教頭)		5級 (校長等)	
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
105	303,400		370,100	38	408,700	13	436,600	13		
106	304,300		371,000	58	409,400	16	437,200	19		
107	305,100		371,900	61	410,100	10	437,800	19		
108	305,900		372,900	29	410,800	16	438,300	19		
109	306,800		373,700	49	411,400	15	438,700	19		
110	307,200		374,600	37	411,900	21	439,300	32		
111	307,500		375,600	42	412,400	10	439,900	26		
112	308,000		376,600	40	413,000	18	440,500	26		
113	308,600		377,200	36	413,500	11	440,900	20		
114	309,000		378,100	39	414,000	18	441,500	10		
115	309,500		379,000	30	414,500	17	442,100	15		
116	310,000		379,800	24	415,000	20	442,700	9		
117	310,600		380,600	45	415,600	40	443,100	12		
118	311,100		381,300	26	416,000	25	443,700	5		
119	311,500		382,100	32	416,500	24	444,300	4		
120	312,000		382,900	31	417,000	27	444,900	3		
121	312,400		383,500	23	417,600	24	445,300	11		
122	312,800		384,300	23	418,100	34				
123	313,300		384,900	27	418,600	25				
124	313,800		385,600	23	419,100	28				
125	314,400		386,200	31	419,700	30				
126	314,700		386,900	19	420,200	25				
127	315,000		387,400	30	420,700	43				
128	315,300		388,000	22	421,100	37				
129	315,500		388,700	22	421,700	32				
130	315,800		389,300	24	422,200	45				
131	316,100		389,800	29	422,700	30				
132	316,400		390,200	20	423,200	24				
133	316,600		390,500	23	423,800	19				
134	316,800		391,100	16	424,300	24				
135	317,000		391,700	21	424,800	15				
136	317,300		392,300	31	425,300	11				
137	317,500		392,800	24	425,900	38				
138	317,700		393,400	18						
139	318,000		394,000	22						
140	318,300		394,600	20						
141	318,500		395,000	19						
142	318,700		395,500	21						
143	319,000		396,000	18						
144	319,200		396,600	16						
145	319,500		397,000	18						
146	319,700		397,600	20						
147	320,000		398,100	24						
148	320,300		398,700	26						
149	320,500		399,100	26						
150	320,700		399,600	18						
151	321,000		400,100	15						
152	321,300		400,500	21						
153	321,500		401,100	30						
154	321,800		401,600	17						
155	322,100		402,100	32						
156	322,400		402,600	22						

級 号給	1 級 (実習助手等)		2 級 (教諭等)		3 級 (主幹教諭)		4 級 (教頭)		5 級 (校長等)	
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
157	322,500		403,200	48						
158	322,700		403,700	45						
159	323,000		404,200	46						
160	323,300		404,700	43						
161	323,400		405,300	51						
162	323,700		405,700	63						
163	324,000		406,200	55						
164	324,300		406,700	45						
165	324,400		407,300	35						
166			407,800	33						
167			408,300	26						
168			408,800	31						
169			409,400	22						
170			409,900	12						
171			410,400	18						
172			410,800	14						
173			411,400	18						
174			411,900	10						
175			412,400	22						
176			412,900	18						
177			413,500	14						
178			414,000	13						
179			414,500	12						
180			415,000	6						
181			415,600	12						
182			416,000	9						
183			416,500	4						
184			417,000	12						
185			417,600	37						

(参考)

再任用	223,900		259,500	644	284,000		327,900	9	400,400	106
-----	---------	--	---------	-----	---------	--	---------	---	---------	-----

(その5) 医療職員給料表の級別・号給別給料月額・人員

級 号給	1級 (医師等)		2級 (係長職)		3級 (課長職)		4級 (部長職)		5級 (局長職)	
	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員
全	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
	-	4	-	3	-	12	-	21	-	4
1	202,400		343,100		382,900		412,300		543,500	
2	204,600		346,700		385,500		414,600		545,800	
3	206,800		350,300		388,000		416,900		548,100	2
4	209,100		353,900		390,500		419,200		550,400	
5	211,400		357,400		393,100		421,400		552,600	1
6	213,700		360,900		395,700		423,700		554,700	
7	216,000		364,400		398,300		426,000		556,700	
8	218,300		367,900		400,800		428,300		558,700	
9	220,400		371,400		403,300		430,500		560,700	
10	223,000		374,600		405,800		432,800		562,700	
11	225,600		377,800		408,200		435,000		564,600	
12	228,200		380,900		410,600		437,200		566,400	
13	230,900		384,000		413,000		439,400		568,300	
14	233,700		386,400		415,400		441,700	1	570,100	
15	236,600		388,700		417,800		443,900		571,900	
16	239,500		390,900		420,100		446,100		573,700	
17	242,500		393,100	1	422,400		448,300		575,400	1
18	245,400		395,300		424,700		450,600		577,000	
19	248,200		397,500		427,000	1	452,800		578,500	
20	251,000		399,600		429,200		455,000		579,900	
21	253,800		401,700		431,400		457,200		581,300	
22	257,500		403,900		433,600	1	459,400		582,600	
23	261,200		406,000		435,800	2	461,600		583,900	
24	264,800		408,100		438,000		463,700	1	585,100	
25	268,400	2	410,200	1	440,200		465,800		586,300	
26	272,000		412,300		442,400	1	468,000	1	587,600	
27	275,500		414,400		444,500		470,100		588,800	
28	279,000		416,400		446,600		472,200		590,100	
29	282,400		418,400		448,700		474,300		591,300	
30	285,800		420,500		450,800	2	476,500		592,500	
31	289,200		422,600		452,800		478,600		593,700	
32	292,500		424,600		454,800		480,700		595,000	
33	295,800		426,600		456,800	1	482,800		596,200	
34	299,100		428,600		458,900		485,000		597,400	
35	302,400		430,600		460,900		487,100		598,700	
36	305,700	1	432,600		462,900		489,200		599,900	
37	309,000		434,600	1	464,900		491,200		601,100	
38	312,200		436,600		467,000		493,200		602,300	
39	315,400	1	438,600		469,000	1	495,200		603,500	
40	318,500		440,600		471,000		497,200		604,800	
41	321,500		442,500		473,000		499,200		606,000	
42	324,500		444,200		475,000		501,200		607,200	
43	327,400		445,700		477,000		503,100		608,400	
44	330,300		447,200		479,000		505,000	1	609,700	
45	333,200		448,700		480,900		506,900		610,900	
46	336,000		450,200		482,800		508,700		612,100	
47	338,800		451,700		484,700	1	510,500	1	613,300	
48	341,600		453,100		486,400		512,200		614,500	
49	344,400		454,500		488,000		513,900	1	615,700	
50	347,200		455,900		489,500	1	515,300	1	616,900	
51	349,900		457,300		491,000		516,700		618,100	
52	352,600		458,600		492,500		518,100		619,300	

級 号給	1級 (医師等)		2級 (係長職)		3級 (課長職)		4級 (部長職)		5級 (局長職)	
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
53	355,300		459,900		494,000		519,500		620,600	
54	358,000		460,500		494,900		520,600		621,800	
55	360,700		461,100		495,800		521,700		623,000	
56	363,400		461,700		496,700		522,700	1	624,300	
57	365,800		462,200		497,500		523,700		625,500	
58	367,600				498,300		524,600			
59	369,300				499,100		525,500			
60	370,900				499,900		526,300	1		
61	372,400				500,700		527,100			
62	373,700				501,500		527,800			
63	374,900				502,200		528,500			
64	376,100				502,900		529,100			
65	377,300				503,600		529,700			
66	378,500				504,300		530,400			
67	379,700				505,000		531,100			
68	380,800				505,700	1	531,700			
69	381,900				506,400		532,300			
70	382,500				507,100		533,000			
71	383,100				507,800		533,700			
72	383,600				508,500		534,300			
73	384,000				509,100		534,900			
74							535,500			
75							536,100			
76							536,700			
77							537,300	12		

第3表 給料表別・年齢別平均給料月額等

(その1) 給料表別・年齢別平均給料月額・人員

給料表 年齢	行政職員		消防職員		教育職員	
	円	人	円	人	円	人
全	316,707	14,945	307,956	3,589	343,441	13,734
18歳	143,600	15	160,100	12	-	-
19	149,529	35	162,320	40	-	-
20	155,154	71	165,717	64	187,616	1
21	161,404	57	171,427	70	197,808	1
22	174,265	290	180,862	117	210,795	281
23	180,176	367	187,925	92	217,349	305
24	187,248	344	195,996	77	225,268	385
25	194,460	356	205,628	93	233,272	382
26	199,813	340	212,999	110	243,347	478
27	207,992	385	218,832	105	254,068	438
28	217,753	408	228,035	104	263,739	478
29	227,073	441	237,835	108	273,125	465
30	237,730	458	244,975	102	282,404	446
31	245,823	426	250,742	95	289,914	415
32	254,386	411	262,117	99	298,768	405
33	265,629	385	269,694	82	309,425	428
34	274,106	423	280,675	102	318,747	459
35	283,958	405	294,780	87	326,408	419
36	292,958	404	299,300	98	336,430	370
37	303,485	392	311,110	89	345,616	390
38	313,887	383	327,477	71	353,734	438
39	328,323	380	335,876	54	359,849	415
40	336,426	369	346,500	82	366,203	412
41	348,744	348	355,861	46	371,155	355
42	350,076	389	366,002	54	377,359	345
43	361,549	374	370,485	93	382,016	337
44	365,552	423	369,653	98	387,135	322
45	370,208	466	372,313	85	392,016	327
46	376,947	459	377,064	66	395,102	254
47	379,497	500	378,294	69	400,546	211
48	385,162	479	376,838	55	406,295	202
49	386,743	400	379,113	63	406,849	266
50	387,520	416	380,354	57	412,446	255
51	389,332	357	382,153	74	418,151	273
52	396,852	377	387,437	103	422,277	315
53	399,314	385	388,726	137	428,480	291
54	401,315	324	393,642	117	428,308	328
55	402,752	349	389,934	142	431,344	307
56	411,893	322	398,917	93	434,830	387
57	415,960	316	400,410	82	433,992	370
58	418,207	362	390,456	106	435,626	394
59	424,366	341	394,407	96	437,722	381
60歳以上	330,331	13	-	-	436,580	3

(注) 給料月額には、「給料の調整額」、「教職調整額」及び「切替に伴う差額」を含む。(その2)も同じ。

医療職員	
円	人
477,650	44
-	-
-	-
-	-
-	-
-	-
-	-
-	-
268,400	1
-	-
268,400	1
315,400	1
-	-
-	-
305,700	1
410,200	1
-	-
-	-
435,800	1
393,100	1
435,200	2
442,400	1
-	-
456,800	1
-	-
510,500	1
479,233	3
-	-
450,800	3
526,300	1
497,600	2
441,700	1
483,050	2
-	-
513,900	1
537,300	1
537,300	1
537,300	2
543,175	4
548,100	1
523,620	10

(その2) 行政職員給料表の級別・年齢別平均給料月額・人員

級 年 齢	1 級 (職員Ⅰ)		2 級 (職員Ⅱ)		3 級 (職員Ⅲ)		4 級 (係長職)		5 級 (課長補佐職)	
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
全	195,671	2,915	273,398	4,305	371,277	3,912	366,914	2,081	398,011	552
18歳	143,600	15	-	-	-	-	-	-	-	-
19	149,529	35	-	-	-	-	-	-	-	-
20	155,154	71	-	-	-	-	-	-	-	-
21	161,404	57	-	-	-	-	-	-	-	-
22	174,265	290	-	-	-	-	-	-	-	-
23	180,176	367	-	-	-	-	-	-	-	-
24	187,248	344	-	-	-	-	-	-	-	-
25	194,460	356	-	-	-	-	-	-	-	-
26	199,813	340	-	-	-	-	-	-	-	-
27	207,992	385	-	-	-	-	-	-	-	-
28	211,206	255	228,665	153	-	-	-	-	-	-
29	211,104	141	233,630	293	-	-	274,300	7	-	-
30	214,898	67	239,101	369	-	-	282,138	21	-	-
31	220,513	39	244,835	356	-	-	289,013	31	-	-
32	219,891	28	252,407	345	-	-	297,776	38	-	-
33	225,369	16	260,562	313	-	-	305,071	55	-	-
34	229,713	16	267,989	338	-	-	314,368	69	-	-
35	233,933	6	274,483	319	300,100	1	325,810	79	-	-
36	240,408	13	284,247	310	314,150	2	334,979	78	-	-
37	239,300	11	292,813	292	330,100	1	346,092	86	369,200	2
38	255,388	8	302,487	281	326,000	1	350,860	84	375,400	9
39	251,933	6	311,217	246	344,150	2	360,736	103	382,581	21
40	258,950	2	313,790	204	351,546	59	364,890	70	383,521	28
41	267,567	3	308,197	104	354,238	111	368,657	88	386,423	30
42	279,200	5	311,240	100	355,049	154	370,497	101	390,152	23
43	286,840	5	310,641	56	358,086	187	375,652	73	391,804	27
44	282,375	8	309,047	45	360,627	205	376,805	97	393,547	43
45	282,133	3	314,561	49	365,422	247	380,307	105	397,072	29
46	260,250	2	320,641	27	367,789	258	381,694	98	398,406	32
47	288,850	2	319,279	19	369,367	294	384,775	110	398,857	30
48	288,250	2	322,764	14	371,575	282	387,100	88	400,052	29
49	293,000	1	321,033	9	372,425	231	388,056	80	401,020	25
50	262,000	2	325,223	13	374,070	246	389,173	77	402,338	21
51	253,300	2	325,620	15	375,651	212	390,382	59	403,500	14
52	291,250	2	311,367	3	377,101	209	393,122	63	402,500	24
53	-	-	320,950	4	378,450	216	392,955	64	405,378	27
54	291,100	1	319,640	5	378,967	171	394,047	54	405,861	23
55	214,700	1	314,133	3	379,211	195	393,968	47	407,260	20
56	293,000	3	309,140	5	379,029	148	394,489	35	406,654	28
57	293,000	1	333,700	1	379,575	157	395,089	35	407,050	22
58	293,000	2	314,800	2	381,180	173	396,466	41	408,341	22
59	-	-	314,750	2	382,502	150	398,851	45	407,813	23
60歳以上	293,000	2	314,760	10	-	-	-	-	-	-

6級 (課長職)		7級 (部長職)		8級 (局区長職)	
円	人	円	人	円	人
452,345	919	502,145	198	555,708	63
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
329,100	1	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
326,400	1	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
356,500	1	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
406,650	2	-	-	-	-
422,100	5	477,400	1	-	-
429,408	12	-	-	-	-
431,417	6	-	-	-	-
437,429	24	463,800	2	-	-
442,444	25	-	-	-	-
440,918	33	-	-	-	-
447,531	42	-	-	-	-
449,322	45	-	-	-	-
452,235	63	456,200	1	-	-
452,124	54	-	-	-	-
452,872	53	504,400	4	-	-
456,622	51	498,325	4	-	-
455,057	70	500,267	6	-	-
458,887	60	502,769	13	543,500	1
458,945	58	505,245	11	543,500	1
457,443	67	503,957	14	545,800	2
457,832	71	502,746	26	556,300	6
455,765	54	502,688	32	553,064	14
452,777	64	500,898	40	554,400	18
455,388	57	504,741	44	560,520	20
-	-	-	-	560,700	1

第4表 扶養手当の支給状況

受給職員数	非受給職員数	計	1人当たり 平均手当額
人 (%)	人 (%)	人 (%)	円
11,678 (36.1)	20,634 (63.9)	32,312 (100.0)	6,786

(注) ()内の数字は、調査対象職員数を100とした場合の割合である。

扶養親族数の合計	扶 養 親 族 の 内 訳										
	配偶者			子		父母等					
	局区長級	部長級	課長級以下	配偶者がいない場合の1人目	左記以外	配偶者がいない場合の1人目			左記以外		
	局区長級	部長級	課長級以下	配偶者がいない場合の1人目	左記以外	局区長級	部長級	課長級以下	局区長級	部長級	課長級以下
	10,500円	11,500円	12,500円	11,500円	7,500円	9,000円	9,500円	10,500円	5,000円	6,000円	6,500円
人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
22,472 (100.0)	30 (0.1)	117 (0.5)	5,266 (23.4)	412 (1.8)	16,128 (71.8)	0 (0.0)	2 (0.0)	221 (1.0)	2 (0.0)	6 (0.0)	288 (1.3)

- (注) 1 本表でいう扶養親族は、扶養手当の支給対象となっているものである。
 2 ()内の数字は、扶養親族数の合計を100とした場合の割合である。
 3 平成30年度から手当額が変更され、3年間の経過措置を実施している。
 4 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない。

第5表 住居手当の支給状況

区 分	該 当 職 員 数
受 給 職 員 (借 家 ・ 借 間 居 住 者)	人 (%) 8,296 (25.7)
手当額 19,600円	4,132 (12.8)
手当額 1,800円(注)2	891 (2.8)
手当額上限 21,500円(注)3	3,273 (10.1)
非 受 給 職 員	24,016 (74.3)
計	32,312 (100.0)
1人当たり平均手当額	4,733 円

- (注) 1 ()内の数字は、調査対象職員数を100とした場合の割合である。
 2 借家・借間居住者については、平成27年4月より支給額及び支給対象者が変更され、4年間の経過措置を実施している。
 3 市立小・中学校等の教職員の給与負担等が、神奈川県から本市に移譲されたことに伴い、対象者へ2年間の経過措置を実施している。

第6表 管理職手当の支給状況

区 分	該 当 職 員 数	平 均 支 給 額
	人 (%)	円
局 区 長 級	67 (3.1)	136,134
部 長 級	244 (11.3)	91,541
課 長 級	911 (42.3)	52,136
校 長	401 (18.6)	57,132
校 長 代 理	6 (0.3)	51,000
教 頭	523 (24.3)	40,034
受 給 職 員 計	2,152 (100.0)	57,206

- (注) 1 ()内の数字は、受給職員計を100とした場合の割合である。
 2 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない。

第2部 民間給与の実態

平成30年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的及び時期

この調査は、本市職員の給与を検討するため、平成30年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査機関

本委員会、人事院及び都道府県、政令指定都市、特別区等の各人事委員会

3 調査の範囲

(1) 対象事業所

企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の市内民間事業所のうち、日本標準産業分類による次の産業に分類された1,482事業所

農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業、政治・経済・文化団体、その他のサービス業）

(2) 対象職種

76職種（うち、初任給関係職種18職種）

〔 事務・技術（支店長、工場長、部長、課長、係長、係員等）、医療教育関係職種等 〕

(3) 従業員数（母集団の推定数）

147,031人

4 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

前記3(1)の事業所を産業、企業規模、本店・支店の別により16層に分類し、これらの層から298事業所を無作為に抽出した。

(2) 従業員の抽出

初任給関係職種以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を実施した。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(3) 調査実人員

15,006人（うち、初任給関係職種820人）

5 集計方法

総計及び平均の算出に際しては、抽出率の逆数を乗ずることにより、母集団に復元した形で行った。

第7表 産業別・企業規模別抽出事業所数

産 業	企業規模	計	50人～	100人～	200人～	300人～	500人～	1,000人～	3,000人
			99人	199人	299人	499人	999人	2,999人	以上
産 業 計		298	35	42	17	39	48	53	64
農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業		27	7	3	1	3	2	5	6
製 造 業		87	13	11	10	9	14	15	15
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業		75	7	11	2	15	15	13	12
卸 売 業 、 小 売 業		32	2	5	1	6	6	6	6
金 融 業 、 保 険 業 、 不 動 産 業 、 物 品 賃 貸 業		17	0	3	0	0	1	4	9
教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業		60	6	9	3	6	10	10	16

(注) 上記のうち、調査不能の事業所が81あった。

第8表 企業規模別・職種別・学歴別給与月額等

(その1) 公民給与比較の職種

1 全規模

調査実人員計 13,696 人

職 種 名	調 査 実人員	平均年齢	平均給与月額		(A) - (B)	備 考	
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)			
	人	歳	円	円	円		
事 務	支 店 長	24	50.39	679,089	0	679,089	構成員50人以上の支店(社)の 長(取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	13	48.84	744,849	0	744,849	
	短 大 卒	3	52.24	618,933	0	618,933	
	高 校 卒	7	51.30	595,157	0	595,157	
工 場	工 場 長	X	X	X	X	X	構成員50人以上の工場 の長(取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	X	X	X	X	X	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
技 術	事 務 部 長	479	51.61	705,286	2,623	702,663	2課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長又は部長級 専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	372	51.72	736,593	1,982	734,611	
	短 大 卒	48	51.30	588,050	8,142	579,908	
	高 校 卒	58	51.35	605,014	2,100	602,914	
関 係	技 術 部 長	438	52.91	704,252	1,257	702,995	同 上
	大 学 卒	341	53.05	722,886	811	722,076	
	短 大 卒	47	52.70	649,687	3,936	645,751	
	高 校 卒	49	52.14	627,819	1,825	625,995	
職 種	事 務 部 次 長	133	51.30	567,646	5,186	562,460	前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同 等と認められる部の次長又は部 次長級専門職 中間職(部長一課長間)
	大 学 卒	100	51.37	576,187	3,890	572,298	
	短 大 卒	17	50.14	527,611	417	527,194	
	高 校 卒	16	52.11	557,433	17,997	539,436	
種	技 術 部 次 長	129	50.93	654,200	7,504	646,696	同 上
	大 学 卒	112	50.59	666,080	7,352	658,728	
	短 大 卒	10	52.36	589,312	15,964	573,348	
	高 校 卒	6	53.30	571,732	0	571,732	
	中 学 卒	X	X	X	X	X	

職 種 名	調 査 実人員	平均年齢	平均 給 与 月 額			備 考		
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)			
							人	歳
事 務	事 務 課 長	1,087	48.93	568,171	6,631	561,540	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長又は課長級専門職	
	大 学 卒	796	48.65	577,881	5,486	572,395		
	短 大 卒	116	49.23	534,499	8,269	526,229		
	高 校 卒	172	50.17	546,050	10,773	535,278		
技 術	中 学 卒	3	46.27	432,106	22,470	409,636		
	技 術 課 長	1,045	49.12	603,857	10,907	592,950		同 上
	大 学 卒	760	48.92	614,905	10,961	603,944		
	短 大 卒	124	49.38	566,843	8,640	558,202		
技 術 関	高 校 卒	154	50.00	572,872	12,871	560,001		
	中 学 卒	7	49.97	584,398	0	584,398		
	事 務 課 長 代 理	380	47.49	508,642	29,769	478,873		前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が前上記課長代理と同等と認められる課長代理又は課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）
	大 学 卒	235	46.40	499,986	30,449	469,536		
短 大 卒	42	47.61	517,809	38,743	479,066			
高 校 卒	103	49.63	522,676	25,249	497,427			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
技 術 課 長 代 理	217	48.73	535,291	20,534	514,757	同 上		
大 学 卒	169	48.49	541,194	21,228	519,966			
短 大 卒	20	49.21	527,319	17,430	509,889			
高 校 卒	28	49.72	506,860	18,703	488,157			
係 職	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事 務 係 長	821	46.47	474,189	57,422	416,767	係の長又は係長級専門職	
	大 学 卒	397	44.52	478,308	58,651	419,657		
	短 大 卒	156	46.46	465,262	55,515	409,747		
種	高 校 卒	257	49.66	473,240	57,343	415,897		
	中 学 卒	11	45.33	463,271	32,192	431,079		
	技 術 係 長	915	45.62	506,817	85,957	420,860	同 上	
	大 学 卒	541	44.27	507,323	85,322	422,001		
短 大 卒	129	45.57	469,969	79,731	390,238			
高 校 卒	235	49.34	528,724	92,364	436,360			
中 学 卒	10	45.29	442,796	54,715	388,081			

職 種 名	調 査 実 人 員	平均年齢	平均給与月額			備 考	
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 主 任	723	42.73	390,077	53,050	337,027	職務上一般係員より上位にある 主任者 中間職（係長一係員間） 同 上
	大 学 卒	407	40.69	396,881	56,336	340,545	
	短 大 卒	148	43.53	372,649	40,217	332,432	
	高 校 卒	165	46.51	386,837	54,341	332,496	
	中 学 卒	3	51.11	482,175	131,531	350,643	
	技 術 主 任	946	44.26	496,638	105,358	391,280	
	大 学 卒	595	43.46	503,348	102,637	400,711	
	短 大 卒	156	44.48	460,057	105,994	354,063	
	高 校 卒	194	47.06	502,834	115,026	387,807	
	中 学 卒	X	X	X	X	X	
	事 務 係 員	2,999	36.49	333,720	47,859	285,862	
	大 学 卒	1,910	33.99	337,539	51,258	286,281	
	短 大 卒	507	40.77	326,108	39,121	286,987	
	高 校 卒	578	41.08	327,765	44,174	283,591	
	中 学 卒	4	50.30	288,861	25,227	263,634	
	技 術 係 員	3,359	35.32	377,073	70,486	306,587	
	大 学 卒	2,187	34.17	388,482	76,694	311,788	
	短 大 卒	510	36.63	346,530	53,527	293,003	
高 校 卒	649	38.52	359,448	61,759	297,689		
中 学 卒	13	47.65	345,694	25,567	320,127		

- (注) 1 きまって支給する給与は、平成30年4月に支払われた給与総額（通勤手当を除く）をいう。
2 きまって支給する給与及びうち時間外手当は、小数点以下の端数があるため、その差と(A)-(B)は一致しない場合がある。
3 「中間職（部長一課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の上に位置付けられている者をいう。
4 「中間職（課長一係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の上に位置付けられている者をいう。
5 「中間職（係長一係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の上に位置付けられている者をいう。
6 「X」は、調査実人員が1人の場合である。
7 上記1から6までは、第8表において全て同じ。

2 規模500人以上（企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上）

調査実人員計 9,657 人

職 種 名	調 査 実 人 員	平均年齢	平均給与月額			備 考
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A) - (B)	
	人	歳	円	円	円	
支 店 長	22	50.48	694,882	0	694,882	構成員50人以上の支店（社）の長（取締役兼任者を除く。）
大学卒	13	48.84	744,849	0	744,849	
短大卒	2	56.24	657,005	0	657,005	
高校卒	6	50.86	613,031	0	613,031	
中学卒	X	X	X	X	X	
工 場 長	X	X	X	X	X	構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。）
大学卒	X	X	X	X	X	
短大卒	-	-	-	-	-	
高校卒	-	-	-	-	-	
事 務 部 長	334	51.17	760,419	2,002	758,417	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長又は部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）
大学卒	265	51.26	795,671	2,385	793,286	
短大卒	29	50.73	588,291	752	587,539	
高校卒	39	51.11	655,785	301	655,484	
中学卒	X	X	X	X	X	
技 術 部 長	335	53.17	740,445	855	739,590	同 上
大学卒	278	53.33	751,590	946	750,644	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長又は部次長級専門職 中間職（部長－課長間）
短大卒	31	52.68	691,724	719	691,005	
高校卒	25	51.99	669,814	26	669,788	
中学卒	X	X	X	X	X	
事 務 部 次 長	70	50.92	592,916	9,853	583,063	
大学卒	57	50.68	600,693	6,595	594,098	同 上
短大卒	8	52.10	545,275	863	544,412	
高校卒	5	51.62	587,713	60,279	527,434	
中学卒	-	-	-	-	-	
技 術 部 次 長	101	51.02	686,575	7,880	678,695	
大学卒	94	50.81	688,960	8,378	680,582	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長又は課長級専門職
短大卒	5	52.56	674,780	0	674,780	
高校卒	X	X	X	X	X	
中学卒	X	X	X	X	X	
事 務 課 長	721	49.31	611,182	7,840	603,342	
大学卒	528	48.88	622,167	6,283	615,883	同 上
短大卒	76	49.96	565,064	10,409	554,655	
高校卒	115	51.06	589,386	14,067	575,319	
中学卒	2	48.93	462,391	0	462,391	
技 術 課 長	849	49.40	624,597	8,308	616,289	
大学卒	645	49.27	630,621	7,967	622,654	同 上
短大卒	89	49.79	600,070	3,515	596,555	
高校卒	109	49.85	604,717	15,460	589,258	
中学卒	6	50.84	621,003	0	621,003	

職 種 名	調 査 実人員	平均年齢	平均給与月額			備 考	
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
	人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	298	48.97	535,909	32,013	503,897	前記課長に事故等のあるときの 職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役 職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有 する者 職能資格等が前上記課長代理と 同等と認められる課長代理又は 課長代理級専門職 中間職（課長一係長間） 同 上 係の長又は係長級専門職 同 上 職務上一般係員より上位にある 主任者 中間職（係長一係員間） 同 上
	大学卒	169	48.05	535,829	34,147	501,682	
	短大卒	35	49.36	542,547	42,255	500,293	
	高校卒	94	50.23	533,944	25,593	508,351	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術課長代理	203	48.90	535,594	17,209	518,384	
	大学卒	159	48.67	540,817	17,221	523,596	
	短大卒	18	48.89	528,199	12,914	515,286	
	高校卒	26	50.22	509,912	19,962	489,949	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務係長	643	46.98	485,551	56,975	428,576	
	大学卒	306	45.13	491,318	59,152	432,167	
	短大卒	110	46.25	473,462	52,766	420,696	
	高校卒	216	50.19	483,945	56,771	427,174	
	中学卒	11	45.33	463,271	32,192	431,079	
	技術係長	663	46.58	533,219	90,357	442,862	
	大学卒	400	45.04	525,701	87,422	438,279	
	短大卒	71	47.27	515,234	89,104	426,130	
	高校卒	185	50.59	562,835	99,301	463,534	
	中学卒	7	40.71	461,971	70,564	391,407	
	事務主任	530	42.94	401,710	58,413	343,297	
大学卒	297	40.93	407,135	61,914	345,221		
短大卒	104	43.10	387,757	45,700	342,057		
高校卒	126	46.72	398,159	58,136	340,022		
中学卒	3	51.11	482,175	131,531	350,643		
技術主任	638	45.38	531,937	116,508	415,429		
大学卒	392	44.63	536,349	112,204	424,145		
短大卒	83	46.72	527,373	131,261	396,112		
高校卒	162	47.03	519,372	122,223	397,149		
中学卒	X	X	X	X	X		
事務係員	2,084	36.31	340,484	54,207	286,278		
大学卒	1,365	33.75	342,208	58,085	284,123		
短大卒	316	40.55	333,483	43,680	289,803		
高校卒	402	41.44	340,240	49,639	290,601		
中学卒	X	X	X	X	X		
技術係員	2,165	35.16	387,242	76,633	310,609		
大学卒	1,395	33.96	400,610	84,225	316,385		
短大卒	290	37.55	352,450	54,006	298,444		
高校卒	476	37.67	364,874	66,362	298,512		
中学卒	4	46.90	363,949	31,964	331,985		

3 規模500人未満（企業規模50人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上）

調査実人員計

4,039 人

職 種 名	調 査 実人員	平均年齢	平均給与月額			備 考
			きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
	人	歳	円	円	円	
支 店 長	2	49.50	518,300	0	518,300	構成員50人以上の支店（社）の 長（取締役兼任者を除く。）
大学卒	-	-	-	-	-	
短大卒	X	X	X	X	X	
高校卒	X	X	X	X	X	
中学卒	-	-	-	-	-	
工 場 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長（取 締役兼任者を除く。）
大学卒	-	-	-	-	-	
短大卒	-	-	-	-	-	
高校卒	-	-	-	-	-	
中学卒	-	-	-	-	-	
事 務 部 長	145	52.55	588,152	3,943	584,209	2課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長又は部長級 専門職 （取締役兼任者を除く。）
大学卒	107	52.77	600,586	1,055	599,531	
短大卒	19	52.22	587,663	20,021	567,642	
高校卒	19	51.72	524,066	4,968	519,098	
中学卒	-	-	-	-	-	
技 術 部 長	103	52.11	595,137	2,469	592,668	同 上
大学卒	63	51.88	602,011	239	601,772	
短大卒	16	52.73	578,136	9,413	568,723	
高校卒	24	52.27	589,246	3,477	585,769	
中学卒	-	-	-	-	-	
事 務 部 次 長	63	51.66	544,199	856	543,342	前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同 等と認められる部の次長又は部 次長級専門職 中間職（部長－課長間）
大学卒	43	52.11	550,007	999	549,008	
短大卒	9	48.45	512,431	33	512,399	
高校卒	11	52.30	545,199	915	544,285	
中学卒	-	-	-	-	-	
技 術 部 次 長	28	50.64	547,518	6,267	541,251	同 上
大学卒	18	49.50	552,162	2,243	549,919	
短大卒	5	52.20	517,970	29,290	488,680	
高校卒	5	52.80	557,088	0	557,088	
中学卒	-	-	-	-	-	
事 務 課 長	366	48.16	480,960	4,178	476,782	2係以上又は構成員10人以上の 課の長 職能資格等が上記課の長と同等 と認められる課の長又は課長級 専門職
大学卒	268	48.17	486,012	3,832	482,180	
短大卒	40	47.82	475,367	4,129	471,238	
高校卒	57	48.49	463,880	4,526	459,354	
中学卒	X	X	X	X	X	
技 術 課 長	196	47.61	491,484	24,988	466,496	同 上
大学卒	115	46.34	500,834	32,691	468,142	
短大卒	35	48.02	456,621	25,643	430,978	
高校卒	45	50.38	495,077	6,548	488,529	
中学卒	X	X	X	X	X	

職 種 名	調 査 実 人 員	平均年齢	平均給与月額			備 考
			きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
	人	歳	円	円	円	
事務課長代理	82	42.47	416,010	22,146	393,864	前記課長に事故等のあるときの 職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役 職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有 する者 職能資格等が前上記課長代理と 同等と認められる課長代理又は 課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）
大学卒	66	42.71	419,813	22,179	397,633	
短大卒	7	39.70	405,737	22,835	382,902	
高校卒	9	42.86	395,225	21,354	373,871	
中学卒	-	-	-	-	-	
技術課長代理	14	46.22	530,934	68,446	462,488	同 上
大学卒	10	45.49	547,474	88,033	459,441	
短大卒	2	51.47	521,168	49,005	472,163	
高校卒	2	43.15	466,742	2,148	464,593	
中学卒	-	-	-	-	-	
事務係長	178	44.54	431,126	59,118	372,008	係の長又は係長級専門職
大学卒	91	42.33	431,649	56,857	374,792	
短大卒	46	47.01	443,829	62,703	381,127	
高校卒	41	46.85	416,700	60,365	356,335	
中学卒	-	-	-	-	-	
技術係長	252	42.38	417,438	71,064	346,374	同 上
大学卒	141	41.27	434,802	77,034	357,768	
短大卒	58	43.07	403,582	65,984	337,598	
高校卒	50	44.04	383,782	62,890	320,892	
中学卒	3	51.37	417,354	33,685	383,669	
事務主任	193	42.18	358,710	38,590	320,120	職務上一般係員より上位にある 主任者 中間職（係長一係員間）
大学卒	110	40.08	370,723	42,106	328,617	
短大卒	44	44.45	340,762	28,644	312,117	
高校卒	39	45.73	344,316	40,087	304,229	
中学卒	-	-	-	-	-	
技術主任	308	40.90	390,236	71,747	318,489	同 上
大学卒	203	39.69	397,288	71,888	325,400	
短大卒	73	41.37	366,752	70,971	295,780	
高校卒	32	47.23	405,880	72,836	333,044	
中学卒	-	-	-	-	-	
事務係員	915	36.93	317,004	32,171	284,833	
大学卒	545	34.61	325,466	33,604	291,861	
短大卒	191	41.18	311,855	30,311	281,544	
高校卒	176	40.11	293,987	29,375	264,612	
中学卒	3	50.54	274,101	24,367	249,734	
技術係員	1,194	35.73	351,138	54,810	296,328	
大学卒	792	34.72	357,851	57,674	300,178	
短大卒	220	34.83	335,078	52,602	282,476	
高校卒	173	41.69	339,257	44,628	294,629	
中学卒	9	47.99	337,400	22,660	314,740	

(その2) その他の職種

全規模

調査実人員計

490 人

職 種 名	調 査 実人員	平均年齢	平均給与月額			備 考	
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)		
	人	歳	円	円	円		
研究 関係 職種	研 究 所 長	-	-	-	-	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。)	
	研 究 部 (課) 長	59	49.88	763,059	2,098	760,961	2室(係)以上又は構成員 7人以上の部(課)の長
	研 究 室 (係) 長	49	35.40	574,442	78,370	496,072	構成員3人以上の室(係)の長
	主 任 研 究 員	48	47.73	633,267	1,976	631,291	
	研 究 員	70	32.34	364,352	16,905	347,448	
	研 究 補 助 員	-	-	-	-	-	
技 能・ 労 務 関 係 職 種	電 話 交 換 手	3	56.25	350,076	11,476	338,600	見習、外国語の電話交換手 を除く。
	自家用乗用自動車運転手	-	-	-	-	-	
	守 衛	-	-	-	-	-	
	用 務 員	-	-	-	-	-	
医 療 関 係 職 種	病 院 長	X	X	X	X	X	部下に医師又は歯科医師5人以上
	副 院 長	3	58.33	979,600	0	979,600	上記病院長に事故等のある ときの職務代行者
	医 科 長	23	48.61	947,931	50,991	896,940	部下に医師又は歯科医師1人以上
	医 師	-	-	-	-	-	
	歯 科 医 師	-	-	-	-	-	
	薬 局 長	4	45.00	558,303	103,653	454,650	部下に薬剤師2人以上
	薬 剤 師	22	33.58	364,714	54,733	309,981	
	診 療 放 射 線 技 師	X	X	X	X	X	
	臨 床 検 査 技 師	22	41.01	396,151	23,601	372,550	
	栄 養 士	5	41.60	335,038	25,026	310,013	
	理 学 療 法 士	3	37.67	321,664	34,628	287,036	
	作 業 療 法 士	X	X	X	X	X	
	総 看 護 師 長	X	X	X	X	X	部下に看護師長5人以上
	看 護 師 長	7	50.86	384,670	22,627	362,043	部下に看護師又は准看護師 5人以上
看 護 師	23	39.65	314,303	49,409	264,894		
準 看 護 師	16	47.04	373,665	68,556	305,109		
教 育 関 係 職 種	大 学 学 部 長	X	X	X	X	X	
	大 学 教 授	21	52.86	796,647	0	796,647	
	大 学 准 教 授	11	45.27	640,569	0	640,569	
	大 学 講 師	X	X	X	X	X	
	大 学 助 教	2	33.50	588,065	0	588,065	
	高 等 学 校 校 長	3	55.67	828,179	0	828,179	
	高 等 学 校 教 頭	10	55.10	672,064	0	672,064	
高 等 学 校 教 諭	80	45.73	548,909	0	548,909		

第9表 民間における特別給の支給状況

平均所定内給与月額	下半期 (A1)	385,104 円
	上半期 (A2)	390,285 円
特別給の支給額	下半期 (B1)	866,153 円
	上半期 (B2)	873,990 円
特別給の支給割合	下半期 (B1/A1)	2.25 月分
	上半期 (B2/A2)	2.24 月分
年 間 の 合 計		4.49 月分

- (注) 1 下半期とは平成29年8月から平成30年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。
 2 本市の期末・勤勉手当の年間の支給月数は、条例により現行4.45月と定められている。

第10表 民間における冬季賞与の配分状況

(単位：%)

課 長 級		係 員	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
57.0	43.0	62.9	37.1

- (注) 1 一定率(額)分とは、在職期間に応じて一律に支給されるものをいう。
 2 考課査定分とは、勤務実績に応じて支給されるものをいう。

第11表 職種別・学歴別初任給

職 種	学 歴	全 規 模	
新卒事務員 新卒技術者	計	大 学 卒	207,288 円
		短 大 卒	186,073 円
		高 校 卒	172,033 円
	新卒事務員	大 学 卒	205,755 円
		短 大 卒	184,860 円
		高 校 卒	171,595 円
	新卒技術者	大 学 卒	209,859 円
		短 大 卒	187,661 円
		高 校 卒	172,646 円

< 参 考 >

本市職員の初任給 (一般行政職)	大 学 卒	202,884 円
	短 大 卒	179,220 円
	高 校 卒	166,576 円

(注) 本市職員の初任給は、地域手当を含めたものである。

第12表 民間における扶養（家族）手当の支給状況

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	13,104円
配偶者と子1人	17,913円（4,809円）
配偶者と子2人	23,896円（5,983円）

(注) 1 支給月額は、扶養家族の構成ごとに、その手当を支給している事業所の平均額である。

2 ()内の金額は、支給月額のうち、子が1人増えることにより増加する額である。

< 参 考 >

本市職員の扶養手当

扶養家族の構成		支給月額
配偶者	局区長級	10,500円
	部長級	11,500円
	課長級以下	12,500円
配偶者と子1人	局区長級	18,000円（7,500円）
	部長級	19,000円（7,500円）
	課長級以下	20,000円（7,500円）
配偶者と子2人	局区長級	25,500円（7,500円）
	部長級	26,500円（7,500円）
	課長級以下	27,500円（7,500円）

第13表 民間における給与改定の状況

(単位：%)

役職段階 \ 項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップ 慣行なし
係員	40.4	12.1	0.0	47.5
課長級	31.7	11.9	0.0	56.4

第14表 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

役職段階 \ 項目	定期昇給 制度あり	定期昇給実施				定期 昇給 停止	定期昇給 制度なし
		増額	減額	変化なし			
係員	88.4	87.8	27.9	6.0	53.9	0.6	11.6
課長級	75.7	75.2	26.3	4.9	44.0	0.6	24.3

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第15表 対応級表

職 種 名		対 応 級	
		企 業 規 模 500 人 以 上	企 業 規 模 500 人 未 満
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長 ・ 工 場 長	行 政 職 8 級	行 政 職 7 級
	事 務 ・ 技 術 部 長	” 7 級	” 6 級
	事 務 ・ 技 術 部 次 長	” 6 級	
	事 務 ・ 技 術 課 長		” 5 級
	事 務 ・ 技 術 課 長 代 理	” 5 級	” 4 級
	事 務 ・ 技 術 係 長	” 4 級	” 3、2 級
	事 務 ・ 技 術 主 任	” 3、2 級	” 1 級
	事 務 ・ 技 術 係 員	” 1 級	

(参 考)

ラスパイレス方式による比較とは？

本市職員の給与と、民間企業の従業員の給与を比較する方法については、職員側の人員構成を基準として比較する、「ラスパイレス方式」と呼ばれる統計学上の手法を採用しています。

通常公表されている民間賃金の調査の結果は、単純な平均値であり、給与決定要素である職種、役職段階、年齢などが考慮されていません。例えば、若手社員の割合の高い会社の平均給与と、高齢社員の割合が高い会社の平均給与を比較して、どちらの会社が給与水準が高いと単純に言うことができないように、単純な平均値により給与水準の比較を行うことは適当ではありません。

「ラスパイレス方式」では、個々の市職員に対し、役職段階や年齢等の給与決定要素を同じくする民間の従業員の平均給与額を支給したとした場合の給与総額と、現に市職員に支払っている給与総額とを算出した上で、一人当たりどの程度の差があるかを算出します。

具体的には、下表のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の市職員の平均給与(B)と、これと条件を同じくする民間の平均給与(C)のそれぞれに職員数(A)を乗じて(D)、(E)を算出し、その総計である(D')、(E')を職員数の合計で除した値を比較します。

なお、この比較方法は、国及び他の政令市等でも採用しています。

<算定例>

単位:人、千円

区分	市役所		民間	職員給与計	民間給与計
	職員数(A)	平均給与(B)	平均給与(C)	A×B(D)	A×C(E)
大卒	22・23歳	100	205	20,000	20,500
	24・25歳	150	215	31,500	32,250
	∪	∪	∪	∪	∪
高卒	18・19歳	80	160	12,800	12,800
	20・21歳	100	170	18,000	17,000
	∪	∪	∪	∪	∪
係員計	800		190,000	200,000	
係長計	300		102,000	105,000	
局区長計	50		35,000	38,000	
役職別合計	2,000		860,000(D')	861,000(E')	

職員給与の平均 : 860,000千円 ÷ 2,000人 = 430,000円

民間給与の平均 : 861,000千円 ÷ 2,000人 = 430,500円

この例では、職員給与が民間給与を500円下回っていることとなります。

第3部 労働経済の動向

第16表 労働経済指標

項目			年度・年月		平成 29				
			平成28年度	平成29年度	4月	5月	6月	7月	
生計費	消費支出 (総務省) [家計調査2人以上の世帯のうち勤労者世帯]	全 国	金 額	※ 千円 ※ 309.6	※ 千円 ※ 313.1	329.9	315.2	296.7	308.8
			前 年 比 前 年 同 月 比	※ % ※ △ 1.8	※ % ※ 1.1	△ 2.4	2.8	7.2	2.1
	横 浜 市	金 額	※ 千円 ※ 341.8	※ 千円 ※ 362.6	503.3	338.8	345.7	335.6	
		前 年 比 前 年 同 月 比	※ % ※ 1.0	※ % ※ 6.1	24.4	△ 5.8	10.1	2.1	
物 価	消費者物価指数 (総務省)	全 国	前 年 度 比 前 年 同 月 比	% △ 0.1	0.7	0.4	0.4	0.4	0.4
		横 浜 市	前 年 度 比 前 年 同 月 比	% △ 0.3	0.5	△ 0.1	0.1	0.1	0.3
	国内企業物価指数 (日本銀行)		前 年 度 比 前 年 同 月 比	% △ 2.4	2.7	2.1	2.1	2.2	2.5
賃金・労働時間 (厚生労働省) 〔毎月勤労統計調査〕	全 国 [調査産業計]	きまって支給 する給与	金 額	千円 290.0	291.4	295.0	289.1	291.5	291.3
			前 年 度 比 前 年 同 月 比	% 0.3	0.5	0.3	0.5	0.4	0.4
		う ち 所定内給与	金 額	千円 265.0	266.5	268.9	264.8	267.3	267.1
			前 年 度 比 前 年 同 月 比	% 0.4	0.6	0.6	0.7	0.7	0.6
	神 奈 川 県 [調査産業計]	きまって支給 する給与	金 額	※ 千円 ※ 301.2	※ 千円 ※ 304.8	307.1	300.9	302.3	304.8
			前 年 比 前 年 同 月 比	※ % ※ 0.0	※ % ※ 1.2	0.4	0.6	0.6	1.0
		う ち 所定内給与	金 額	※ 千円 ※ 275.0	※ 千円 ※ 278.2	279.2	275.1	277.6	278.6
			前 年 比 前 年 同 月 比	※ % ※ 0.2	※ % ※ 1.1	0.0	0.7	0.8	0.9
総 実 労 働 時 間 数		時 間 数	時間 148.3	147.9	153.1	144.7	154.2	150.5	
[調査産業計]		う ち 所定外労働時間数	時間 12.7	12.6	13.2	12.3	12.3	12.4	
雇 用 ・ 生 産	常 用 雇 用 指 数 (厚生労働省)		前 年 度 比 前 年 同 月 比	% 0.9	1.6	1.6	1.8	1.5	1.7
	有 効 求 人 倍 率 (厚生労働省)			倍 1.39	1.54	1.47	1.49	1.50	1.51
	実質国内総生産 (内閣府)		前 年 度 比 前 期 比	% 1.2	1.6	0.5			

- (注) 1 賃金・労働時間及び雇用・生産の常用雇用指数は、事業所規模30人以上（パート・アルバイトを含む。）の数値である。
2 ※欄は、暦年の数値である。
3 物価、きまって支給する給与、所定内給与及び雇用・生産の常用雇用指数は、平成27年基準の数値である。
4 実質国内総生産は平成23年連鎖価格である。
5 数値は平成30年9月25日時点のものである。

年					平成 30 年			
8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
301.6	295.2	313.7	301.2	352.1	317.7	289.2	335.0	335.0
0.0	△ 0.4	2.6	2.4	0.8	3.4	△ 3.0	△ 0.6	1.5
336.5	322.3	303.8	360.4	353.4	315.6	329.6	366.4	359.9
△ 17.7	0.0	△ 3.0	1.0	6.9	△ 5.6	△ 8.5	△ 19.8	△ 28.5
0.7	0.7	0.2	0.6	1.0	1.4	1.5	1.1	0.6
0.7	0.6	△ 0.1	0.4	0.8	1.4	1.4	0.8	0.4
2.9	3.0	3.5	3.5	3.0	2.7	2.6	2.1	2.1
289.3	291.1	291.6	291.8	291.9	290.0	290.0	293.8	296.6
0.4	0.7	0.2	0.4	0.4	0.7	0.2	0.8	0.6
265.3	267.1	266.6	266.0	266.0	265.6	265.3	268.4	270.7
0.4	0.8	0.4	0.4	0.5	0.8	0.4	0.9	0.7
304.0	305.9	309.1	308.2	308.4	309.4	309.5	313.9	315.5
1.3	1.6	2.3	1.9	1.7	3.8	2.6	2.3	2.7
277.6	280.1	281.8	280.3	281.9	285.7	285.9	289.1	289.9
1.0	1.3	2.2	1.9	2.2	5.5	3.6	3.3	3.8
144.5	148.4	149.7	150.9	148.9	139.0	143.1	147.6	150.9
12.0	12.5	12.8	13.1	13.2	12.0	12.4	12.9	13.0
1.4	1.7	1.8	1.8	1.5	1.4	1.6	1.5	1.2
1.52	1.53	1.55	1.56	1.59	1.59	1.58	1.59	1.59
0.6	0.2			△ 0.2				



OPEN
YOKOHAMA